



Title	ユーゴスラビア取引法における自主管理協定と契約（４・完） ー理念および規範構造の分析ー
Author(s)	伊藤, 知義; IT0, Tomoyoshi
Citation	北大法学論集, 39(4), 1-66
Issue Date	1989-02-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16642
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(4)_p1-66.pdf



ユーゴスラビア取引法における

自主管理協定と契約（四・完）

——理念および規範構造の分析——

伊藤知義

目次

序章

第一章 協定取引

第一節 共同事業の特徴

(一) 労働と資産の連合

(二) 共同所得

(三) 共同危険負担

第二節 共同生産協定

【共同生産協定の事例】

(一) 共同生産物の販売

(二) 共同収入の獲得および分配

(三) 連帯の条件と方法

(四) 共同機関

(五) 紛争の処理

(六) 損失の分配（以上、第三九卷第一号）

第二章 契約取引

第一節 契約取引の基本的構造

第二節 契約自由の原則とその制限

(一) 契約の自由とその一般的制限

(二) 契約自由の具体的制限

(三) 契約の履行における当事者の自由の制限（以上、第三九卷第二号）

第三章 契約取引と協定取引の交錯

第一節 取引の形態

(一) 処分権と取引権限

- (二) 取引参加の形態
 - (三) 協定をめぐる法律関係と契約をめぐる法律関係
- 第二節 第三者取引に直接登場しない協定当事者の保証責任
- (一) 責任財産
 - (二) 保証責任の態様
 - (三) 第三者の保護
 - (四) 求償
 - (五) 保証責任の執行(以上、第三九卷第三号)
- 第四章 取引協定の必要性和契約取引へのその影響
- 第一節 取引協定と契約の規範構造
- 第二節 協定の法的性質
- (一) 契約説
 - (二) 規範説
 - (三) 契約性・規範性併存説
 - (四) 非契約・非法規説
- 第三節 取引協定の必要性和その内在的矛盾
- (一) 取引協定の必要性
 - (二) 取引協定における理念・形式・実態の乖離

第四節 契約取引（外部取引）に対する取引協定（内部取引）の影響

（一） 無責任体制に対する内部取引の影響

（二） 職場の法的地位見直しの動き

結びに代えて（以上、本号）

第四章 取引協定の必要性と契約取引へのその影響

第一節 取引協定と契約の規範構造

協定取引と契約取引が併存することによって、前章で論じたような問題が生じて来る。なぜ、ユーゴスラビアでは契約取引とは別に協定取引が存在しているのか。その問題に答えるためには、協定取引がいかなる理念を追求する法規範であるかという点を説明することが重要であるが、その前に、ここで協定と契約の形式的な規範構造を簡単に比較してみよう。

協定と契約の違いを知る法文上の手懸かりは、連合労働法五八七条二項および三項に求めることができる。それによれば、協定の当事者が財およびサービスの取引に関して相互にまたは第三者と為す法律行為で、取引から生じる所得および危険を全当事者が共同で分担しないもの（売買契約、消費貸借契約、建築契約、運送契約など）はこれを協定とはみなさない。同じく、個人農、個人労働者および知的個人労働者が職場や企業と為す法律行為で、一年以下の短期間で

終了する自主管理関係外のものも協定とはみなされない。この基準に従えば、所得を共同で獲得し、危険を共同で負担する継続的取引関係(一年以上続くもの)が当事者間で成立している場合に限り、その取引を協定によって規制することができ、それ以外の場合は契約が締結される。⁽¹⁾つまり、取引に、①共同所得獲得、②共同危険負担および③継続性という三つの要素があれば、それは単なる財産的法律関係ではなく自主管理的法律関係であり、市場原理を克服する新たな取引として協定の規制対象となる。この三つの要素のうち、①と②は共同性という上位概念でくることができ、従って、ユーゴスラビア法においては、共同性と継続性という二つの特徴が、取引協定と契約を区別するメルクマールとみなされていると言うことができる。

しかし、これを逆の面から見ると、取引協定と契約の間にはこの二つの特徴しか違いはなく、それ以外の点では形式上は両者は全く同じ内容を持つ法技術であるということになる。(一)職場、企業その他の法人が相互に取引をする際に締結され、それによって経済活動の成果が当事者間で交換されること、(二)どのような商品をいかなる条件のもとで取引するかについて当事者は原則的に完全な自由を有し、相互の合意のみに基づいて取引が行われ、当事者以外の第三者(例えば、国家)が取引に直接介入することは例外であること、(三)当事者が相互の合意に違背した場合には、裁判所を通じて合意の内容を強制的に実現したり、損害賠償責任を問うことが可能であること、といった点で確かに協定と契約には違いがない。

このように、取引協定と契約は多くの面で共通点を持ち、共同性と継続性という二つの特徴によって区別されているだけならば、両者の規範構造が本質的に異なっているという結論を引き出すことは難しい。むしろ、両者は同じ規範構造を有していると考えの方が自然な見方であろう。そうすると、この共同事業を規制する法規範を契約の一種と考えることも理論的には可能なはずである。

そのことは、第一章で行った共同生産協定の分析からも裏付けられる。というのは、この協定の定めるような内容を持つ共同事業を資本主義法下で行うことは可能であり、その場合には当然契約が締結されるからである。⁽²⁾ そのような取引としては、民法上の組合や共同企業体（ジョイント・ベンチャー）などを挙げることができる。ユーゴスラビアの契約を資本主義法における契約とほぼ同じものと考えて差し支えないならば、資本主義法の共同企業体などと同様にユーゴスラビアの共同事業を契約で規制することもできるはずである。

もちろん、社会的所有下の生産手段を用いるユーゴスラビアの共同事業と私的所有下の生産手段に基づく資本主義国の組合や共同企業体とを単純に比較することはできない。所有形態に本質的相違があれば、ユーゴスラビアの共同事業と資本主義法の共同事業にも本質的相違が存在する可能性は十分ある。しかし、社会的所有下の生産手段に基づいて取引がなされるという点では、協定による取引と契約とによる取引とは違いはない。所有形態の違いによってユーゴスラビア共同事業と資本主義共同企業体に違いが生じるならば、契約についても両法制度で違いが生じるはずであり、前者についてだけ相違を認めるのでは筋が通らない。ところが、ユーゴスラビアの法学者の多くは、協定は市場的对立を超えた社会主義的自主管理の典型的表現であるのに対して、契約は当事者の利益が対立する商品貨幣的取引関係の規制手段だとして、協定と契約を峻別する。そして、契約については市場経済との関連性を強調し、協定に対する場合ほどは資本主義法の契約との差異を認めない。しかし、上述のごとく、共同事業協定も契約も社会的所有物に関わるといふ点では共通であり、前者と後者の違いが所得および危険の分担ならびに相互関係の長期性にしかないなら、所有形態の差異を別にして、資本主義法での共同企業体設立規範同様、共同事業協定を契約の一種と解することは全く不可能ではない。

契約の中にも同じく当事者が共同で利益を追求するタイプのものが存在するとして、共同事業協定と資本主義法の組

合契約との類似性に言及する見解はユーゴスラビアにも存在している^③。契約と取引協定の間に違いがあることを認めつつも、まさに、後者を特殊な契約として位置付けることができることを明確に主張する学説もある^④。ユーゴスラビア法でも、当事者が所得と損失を分担し長期的な関係を結ぶという要素は、決して協定に独自のものではなく、債務法にも存在していることも^⑤、かかる理解を支える根拠の一つとなる。

共同事業の実務からも協定と契約の峻別に対する疑問が生じる。共同事業に関する連合労働法の条項に定められた問題は協定によつて規制されなければならないとされる。しかし、他の法技術による規制の余地は法律上も残っており^⑥、実務上も、協定の実行に際して当事者間で契約を締結することを当該協定に定めたり、特定の問題は後に契約で解決する旨の定めが協定の各所に置かれることは稀ではない。契約による規制が認められるのは、協定の成立にとつて欠くことのできない全ての問題をすでに協定が調整して、協定による規制を法が求めていない事項を契約の規制対象とする場合に限られるべきだとは言われているが^⑦、その場合に限つたとしても、共同事業の一部を契約が規制することになるといふ点に変わりはない。その場合に締結される契約と共同事業協定とが構造的に全く違うものであつたら、規制対象と規制主体が両者で共通している以上、そのような競合的な規制は理論的に不可能なはずである。さらに、共同事業協定が外面的な形式だけを備え、実質的内容を伴わず、法律の基本条項を一般的に繰り返して宣言するだけで、当事者間で規制すべきことを規制せず、全てを契約による規制に委ねるといふケースはしばしばあるという^⑧。このような取引関係が実務において存在し得るといふことも、取引協定と契約の違いが実際には決して大きいものではないということを示している。

このように、共同事業を規制する取引協定を契約の一種と見る考え、つまり、取引協定と契約が同じ規範構造を有しているという見解は決して根拠のないものではない。少なくとも、両者が形式的にはきわめて類似した規範構造を共有

していることは一見して明らかである。それにもかかわらず、ユーゴスラビアの法体系においては、両者は全く別の本質的に異なる取引法技術として峻別されている。それはなぜなのか。その理由を、次節以下で探ることとする。

- (1) Martin Vedriš : Obligacijski ugovori i samoupravni sporazumi, 》 Privreda i pravo 《, 7-8/1978, str. 151 ; Ljubiša Milošević : Društvena sredstva u pravnom prometu, 》 Zbornik radova pravnog fakulteta u Novom Sadu 《, 1981, str. 68 ; Dragan Radonić, Pravno raspolaganje stvarima u društvenoj svojini, Beograd, 1983, str. 68.
- (2) 但し資本主義法ではユーゴスラビア法の企業内取引に対応する取引類型は存在しないから、¹⁾ここで想定される共同事業は、同一広級法人に属さない企業間で行われる共同事業である。
- (3) Stojan Cigoj : Nastanak, promena i prestanak samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora (u poređenju sa obligacionim pravom), 》 Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977, str. 37 ; Asen Grupče : Odnos obligacionih ugovora i samoupravnih sporazuma sa pojedinačnim pravima i obavezama (značaj razlikovanja), 》 Zbornik radova sa savjetovanja o Zakonu o obveznim (obligacionim) odnosima 《, Zagreb, 1978, str. 164, ²⁾ ³⁾ A. Grupče ⁴⁾ ⁵⁾ A. Grupče ⁶⁾ 債務関係法六条は、協定執行のために協定当事者間で契約を締結することを明確に認めている。また、販売生産強制共同事業法一六条二項によれば、協定当事者は「共同事業協定に従って翌年における共同の目的と課題の実現に関する相互関係を調整するために」協定および契約を締結する。従って、他の協定同様、共同事業協定の場合も、当事者間の問題のいくつかは個別の協定または契約で規制される。
- (7) (8) Jakša Barbić : Organizacija udruženog rada u pravnom prometu, II. izd., Zagreb, 1984, str. 265.

第二節 協定の法的性質

第一節で検討したごとく、取引協定と契約の具体的規範構造は、形式的にはきわめて類似している。それにもかかわらず、ユーゴスラビアの法体系にあっては、両者は本質的に異なる法規範として峻別されている。形式的類似性の裏に両者の本質的相違が潜んでいるのか、相違があるとすればそれはどこにあるのか。協定の法的性質をめぐる種々の学説を分析して、この問題を考えてみよう。

協定は一九七一年の憲法修正条項により初めて体系的に導入されたものであり、ユーゴスラビアの法体系にとっては形成途上の今だに新しい法制度である。その上、協定はユーゴスラビアの経済体制・社会体制の基本を定める法規範であるから、それがいかなる法的性質を有しているかという問題に答えることは現在のユーゴスラビアの法学にとって極めて重要な課題となっている。

協定の法的性質を決定することは、それによりユーゴスラビアの法体系・法制度の中に占める協定の位置が定まるといふ理論的意義を有している。しかし、法的性質の決定は理論的意義を有するだけでなく、次のごとき実地的意義をも有する⁽¹⁾。まず、協定の法的性質いかなんによって、協定をめぐる法律関係にいかなる法原則が適用されるが決まる。例えば、協定に契約と共通の法的性質があるならば、契約に関する法原則を何らかの形で協定にも適用できるが、両者が全く異なる法的性質を持つならば、一方の法原則を他方に適用することはできない。また、協定の締結・解釈・履行をめぐる紛争の管轄裁判所がどこになるかも、協定の法的性質によって変わる⁽²⁾。

このような理由から、ユーゴスラビアでは、法学界においても実務界においても協定の法的性質に対してはきわめて大きな関心が払われているが、これに関する学説はさまざまに分れていて一致を見ない。以下では、協定の法的性質を

説
めぐる学説状況を一瞥してユーゴスラビアの法学者がこの問題をどのように考えているかを明らかにしてみよう。
協定をめぐる学説は、いろいろな基準によって分類することができるが、ユーゴスラビアの法体系における協定の位置を決める際にもっとも重要な論点となるのは、協定と民法上の契約との関係である。この点についてどういふ立場を取るかによって、学説を次のように区分することができる。①協定を契約と見る説(契約説)、②協定の契約的性質を否定し国家法との類似性を強調する説(規範説)⁽³⁾、③協定に契約的性質と規範的性質の双方を認める説(混合説、多元説)、④協定の契約的性質を否定し、かつ、国家法との違いを強調する説(特別規範説、協定関係規範説、協定法律行為説)。

- (1) Mihaljo Velimirović : Uredivanje odnosa u udruženom radu samoupravnim sporazumnima,) Pravna misao (, 11-12/1975, str. 112 ; Vrleta Kruij : Osnovne pravne karakteristike samoupravnih sporazuma,) Samoupravni sporazumni i društveni dogovori (, Beograd, 1975, str. 253.
- (2) Peter Klaric : Pokušaj sistematizacije gledišta o pravnoj prirodi samoupravnih sporazuma,) Privreda i pravo (, 2/1976, str. 12 ; Lucija Spirović—Jovanović : Pojam i pravna priroda samoupravnih sporazuma, Beograd, 1980, str. 146.
- (3) 規範説とは normativna teorija (なる) normativna koncepcija の語である。この説によれば、協定は normativni (opšti) akt とはならず、normativni akt とは、権力機関が不特定多数の主体に特定の行動を命ずるために制定する法規範であり、何人もこれに従わなければならない (Josip Derenčin : Samoupravni sporazum nije opći akt,) Privreda i pravo (, 9/1972, str. 43, 46 ; L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 36—37) 。 normativni akt とは、完全 propis と同じ意味を用いられる (J. Derenčin, op. cit., str. 45) 「法律や規則の opšti akt」や「法律や規則の opšti akt」なる二語の方もある (Pravna enciklopedija, Beograd, 1979, str. 1401) なる、normativni (opšti) akt や「競争」なる二「法規」と訳しても差支えなく用い得る。この二語は国家的 normativni akt ではなく中立的 normativni akt であり (Pravna enciklopedija, isto, str. 798) normativni akt は「法規」なる用語を採り、それら国家制定法と

あるかのような印象を与える。

後述のごとく、規範説論者の中には協定と法規との共通性をきわめて強く主張する者もいるが、自主管理の理念から言っても協定を国家制定法と同視し得るはずはなく、管見の限りでは両者を同一視すると明言している者は一人もいない。その意味では、「協定は法規である」という言い方は彼らの真意に反する（後述 L. Spirović-Jovanović の見解参照）。国家制定法を連想させるため、「normativni」という表現が協定の法的性質を表わすのに最適なものではないことは規範説論者も意識している（Vladimir Jovanović : Pravna priroda samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora.） Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 265》。

一般には opšti akt と normativni akt と同意語であると考えられているが、学説の中には、両者を区別して、協定は資本主義国における株式会社¹の定款と同様、国家の制定する normativni akt とは全く opšti akt とあるものとするものもある（Leon Geršković : Mjesto, uloga i značaj društvenih dogovora i samoupravnih sporazuma u našem društvu i pravnom sistemu.） Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 23》。この用法に従えば、規範説の真意は協定が opšti akt とあるところからなる。そこで opšti akt に「一般規範」という訳語を与えるとするれば、規範説の主張は「協定は一般規範である」ということになり、「協定は法規である」という言い方よりはるかに彼らの意図に沿う表現となる。しかも、日本法には労働協約の法的性質に関して規範説という用法がすでにある。従って、本稿では「normativni akt ないし opšti akt の訳語として「一般規範」を用い、協定を一般規範であるとする学説を「規範説」と呼ぶことにする。ここで、一般規範とは、特定の集団につき、その構成員の過半数の賛成があれば全構成員を拘束する法規で、当事者間の関係を個別具体的にではなく一般的に規制するもの、つまり、不特定多数のケースに対し適用されるものを指す。但し、権力機関によって制定されるという点がはっきりしている normativni akt に対しては「法規」の訳語を当てる。

契約説は、協定の輪郭、役割、効果、性質について、法理論上のみならず、部分的には立法作業の上でもあいまいな点が残っていた一九七一年憲法修正の時期に現われた学説である。⁽¹⁾ 現行憲法と異なり、一九七一年当時は、協定は一般的拘束力（強行規定性）を持たない民法上の契約と位置付けられていたという見方もある。⁽²⁾

契約説の一論者によれば、協定に対する社会的・国家的介入がいかに幅広く強力であつても、意思自治、当事者の平等、財産的サンクションといった民法関係の基本的特徴を協定が備えていることは否定できず、協定は基本的には民法規範に分類される。但し、その民法規範とは、「古典的」民法関係、すなわち市民間関係に適用される民法規範とは異なるものである。⁽³⁾

次のような見解もある。協定と契約にはいくつかの違いもあるが、本質的な点では両者はさほど違わない。当事者が平等であること、時には締結を強制されること、当事の合意なしには成立しないこと、といった点で協定と契約は共通する。契約が当事者にとって法律となる（*Pacta sunt servanda*）以上に、協定は当事者にとって法律であり、組織の制定する他の一般規範は協定に合致していなければならない。協定は当事者に一定の権利・義務を生ぜしめるが、それが契約の場合と同様、財産的な権利・義務であることも多い。比較的数の多いこの種の協定に対しては、法律または当事者の意思による別段の定めがない限り、契約に関する民法の原則が適用されるべきである。それ以外の協定については、特殊な契約に特別の定めがあるように、特別な規定を置くべきである。⁽⁴⁾

さらに別の論者は次のごとく主張する。法規とは、第三者（権力機関）が不特定多数の主体に一定の行為を命じるための強制的な法規範であり、各主体は法規に賛成であろうが反対であろうがこれに従わなければならない。ところが、

協定は当事者の合意により締結されるもので、当事者の意思に反して強制的に一定の行為を命ずるものではない。協定は、強制なしに一定の目的へむけられた複数当事者の意思の合致であり、その目的は当事者の個別的関心事である。それは、対象が労働者個人間の相互関係であるか、法人間の相互関係であるかを問わない。また、協定は締結zaključitiされるものであって、制定 donositiされるものではなく、締結後に修正・補足される際にも契約法の原則が適用される。従って、協定には法規たる性質はなく、協定は契約ないし特別な契約 ugovor sui generis (連合協定の場合) である。⁽⁵⁾

以上が代表的な契約説の主張であるが、協定の法的性質に関する学説中、契約説はもつとも厳しい批判を受けている。協定と契約に類似点があることは契約説を批判する規範説等を含め、他の学説もこれを認めている。契約の場合も協定の場合も、それを締結するかどうかは当事者の自由に委ねられており、⁽⁶⁾当事者は平等であり、当事者のみがそれに拘束される。契約 ugovor と協定 sporazum は基本的には同意語であり、⁽⁷⁾一部の協定では契約と同様に財産的サンクションが課される。⁽⁸⁾

しかし、規範説等によれば、これらの類似点にもかかわらず、契約と協定には本質的な差異があるとされる。二つの法制度の間に本質的同一性がない場合には相互の類推解釈はできないというのが法解釈の原則である。⁽⁹⁾この立場に立てば、締結手続、法的効果、サンクション、紛争解決方法などの点で契約に関する民法の原則を協定に適用したいという契約説の意図は⁽¹⁰⁾当然認められないことになる。

契約説に対する批判の論拠の一つは、立法者が意図した協定の役割が当事者間における債務関係の形成にではなく、自主管理主体間の相互関係の調節にあつたという点である。⁽¹¹⁾民法上の契約概念は、当事者が相互に対立する利益状況を前提にしており、⁽¹²⁾共通の利益・目的を追求する協定においてはこれは用いることができないとする。⁽¹³⁾当事者の合意という点でも、協定は必ずしも全労働者の賛成を得て締結されるわけではなく、締結に反対の意思表示をした者に対しても

説 協定の法的効力は及ぶ¹⁵⁾。この点で、合意した者だけを拘束する民法上の契約とは明らかに異なる。そこで、当事者間の
論 意思の合致を意味する「協定」という用語をこの法規範に対し用いるのは適当ではなく、協定に代えて自主管理決定
samoupravna odluka という名称を使うべきであるとの意見も出て来る¹⁵⁾。

他説からの厳しい批判を受けて、契約説は今日ではほとんど完全に放棄されており、契約説を支持する者はまれにし
かないという¹⁶⁾。契約説に対する批判説としてもっとも強力に主張されたのが規範説（法規説）である。

- (1) 但し、後に協定の規制対象となる法律関係（労働・賃金関係、組織構造、企業間取引など）を規制する協定につき、これを民法（財産法）上の契約と同視する見解は、まだ協定という名称が登場していない時期において、既に主張されていた（Nikola Balog : Društveno regulisanje i samoupravno usklađivanje, 》Savremeno rukovođenje i samoupravljanje《, Beograd, 1969, str. 35—40)°
- (2) Lucija Spirović—Jovanović : Pojam i pravna priroda samoupravnih sporazuma, Beograd, 1980, str. 37.
- (3) Nikola Balog : Ugovor o poslovnoj saradnji i udruženju rada i sredstava—Nastanak, promene i prestanak—institucionalni oblici, 》Neposredna primena ustavnih amandmana u organizacijama udruženog rada 《, Beograd, 1971, str. 212 ; Isto : Napomene povodom samoupravnih sporazuma i statuta osnovne organizacije udruženog rada (pravna razmatranja), 》Samoupravno pravo 《, 1/1974, str. 62.
- (4) Tanja Tumbri : O samoupravnim sporazumima (s aspekta građanskog prava), 》Zbornik pravnog fakulteta u Zagrebu 《, 4/1972, str. 453—454.
- (5) Josip Derenčin : Samoupravni sporazum nije opći akt, 》Privreda i pravo 《, 9/1972, str. 43—47.
- (6) 但し、少数だが、締結を強制される協定もある。
- (7) Andrej Frimerman : Samoupravni sporazum o udruživanju—subjekti, predmet, funkcija, pravna priroda, 》Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 167.

- (8) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 152—153.
- (9) L. Spirović—Jovanović, isto, str. 153.
- (10) Peter Klarić : Pokušaj sistematizacije gledišta o pravnoj prirodi samoupravnih sporazuma,》 Privreda i pravo 《, 2/1976, str. 14.
- (11) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 153.
- (12) Ratibor Nešković : Društveni dogovori i samoupravni sporazumi,》 Samoupravno pravo 《, 2/1974, str. 46.
- (13) Aleksandar Baltić : Pravna izgradnja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42, str. 46.
- (14) 但し、職場における労働者の労働の連合に関する協定については、労働者はその意思に反してこれに拘束されることはない。
- (15) Čivomir Čorđević : Priroda osnovnih organizacija udruženog rada i njihovih unutrašnjih samoupravnih sporazuma,》 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 100—101.
- (16) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 65. しかし、現在のユーゴスラビアの社会・経済構造の基本的プランを設計したカルダリはかなり後の時点においても契約説を支持していたようである (Edvard Kardelj : Slobodni udruženi rad, Beograd, 1978, str. 306)°。

(二) 規範説

規範説は、契約説に対する反作用としてのみ生じたわけではないが、自説の論拠の大部分を契約説に対する批判ないし否定の上に立てている⁽¹⁾。従って、この説は非契約説とも呼ばれる⁽²⁾。

規範説によれば、協定は憲法の規定により一般規範たる性質を持つ⁽³⁾。つまり、それは自主管理一般規範である⁽⁴⁾。規範

説
説論者は、憲法・法律の規定および国家制定法との共通性を根拠に、協定を法規の一種に分類できるとする。協定の自主管理的性質も強調されているが、「法規性」normativostが前面に押し出されている。⁽⁵⁾

協定の法規性は、次のように、その規制対象、制定方法および解釈方法などの点に見られるとされる。すなわち、協定は、連合労働における労働者の地位、職場や企業の地位・一般的活動条件・活動範囲といった問題を規制するが、これは本質的には法規の規制対象である。その制定手続は、提案、公開討議、採択という過程で進行し、公告により終了するが、これは法規の場合と同じである。⁽⁶⁾ 規範説の立場では、協定は制定されるものであつて締結されるものではない。⁽⁷⁾ 協定の条項は一般的行為規範たる性質を持ち、さまざまなケースに対し一般的・継続的に適用される。特定の協定の少数の条項（第三者に対する法人の財産法上の義務や相互の財産的關係に関する条項）のみが例外的に法人の個別的・具体的な権利義務を定めるが、実はそれは契約の対象なのである。⁽⁸⁾ 当事者は、協定によって一個の実体法を作ることを望んでいるのであり、⁽⁹⁾ 協定の解釈は、契約の場合のような「具体的当事者の意思の発見」によってではなく、「当事者の一般的・継続的意思の適用」によって行われる。⁽¹⁰⁾

このような法規との共通性に基づく論拠と並んで、協定と契約との相違という点も規範説を支える重要な根拠となっている。

例えば、ある論者は次のごとく主張する。⁽¹¹⁾ 協定における意思表示は民法における意思表示とは異なつた意味を有している。協定で問題になつてゐるのは債務關係ではなく自主管理關係だからである。債務關係および債務者・債権者たる契約当事者に適用される原則は、これを協定に適用することはできない。自主管理者は、互いに債権者・債務者ではなく、自主管理に基づいて連合労働内の相互關係を調整する労働者だからである。締結に関する原則も契約と協定では異なる。契約は、「申込者が申込に対する承諾の意思表示を他方当事者から受領した時に」締結されたものとみなされるの

に對し、協定の場合は、原則として、職場の労働者の過半数がこれを採択した時に締結されたものとみなされる。民法上の契約に関する法令の内容は任意規定が原則であるのに對し、協定の場合は強行規定が原則である。契約は契約当事者の個別的権利義務をその内容とするが、協定は労働者および組織に関する一般原則をその内容とする。

別の論者によれば、協定には契約と違った次のような特徴がある。⁽¹³⁾連合に関する協定は連合している組織間の相互関係の他に、取引における各組織の権利・義務・責任をも定める。しかし、法人は、連合者の労働と財産の共同体でも財産法上の共同体でもなく、社会的資産を用いた連合労働内の相互関係を調整するための組織であるから、協定の対象となる関係は債務関係ではない。例えば、ある組織が赤字を計上した場合に、これと連合している他の組織がその組織に一定の資産を貸す義務を負い、資産を借りた組織が、一定期間経過後にこれを返す義務を負うことを協定で定めることがある。だが、この場合に資産を貸す義務およびこれを返す義務は、消費貸借契約上のものでなく連帯の原則を表現したものである。それは債権債務関係ではないし、債権債務関係ではあり得ない。組織内の財産の移転は契約によつてではなく協定によつてなされる。これに對し、組織間では財産法上の関係は生じ得るが、それは協定によつてではなく契約によつて規制される。また、契約は当事者の自由な意思の完全な合致の結果であるのに對し、協定締結の際に表示される労働者の意思は部分的にのみ自由で任意であるにすぎない。そこでは、全当事者の合意を得ることは求められておらず、多数の意思が全当事者の意思となる。さらに、契約の効果は契約当事者のみに及ぶのに對して、協定はその締結者以外の第三者(例えば、協定の当事者ではないが、当事者と契約を締結した者)に對しても効力を持つ。

協定と契約の制度目的の違いについても指摘されている。それによれば、協定は連合労働分野で生じ、自主管理的社会経済関係の形成をめぐる関係および利益の調整に奉仕するのに對し、契約は財とサービスの取引分野で生じ、何よりもまず物権の移転に奉仕する。前者は市場関係の外にあり、後者は市場関係の内にある。前者は市場における経済法則

の否定的結果を克服・排除することに奉仕し、後者は否定的なものと同肯定的なものとを問わず市場の法則に従う。前者は自主管理関係を調整・発展させるが、後者は債務関係を作り出す。前者は社会的所有下の資産をめぐる物権関係を否定するが、後者は物権関係を変動させる法技術である。前者が発生させる権利義務は連合労働に由来するが、後者が発生させる権利義務は物権関係から生じる。⁽¹⁴⁾ 個別的利益が意思内容を決定する契約の場合と異なり、協定では、労働と社会的資産の連合および共同労働により社会経済体系を確立するという全体的利益が当事者（労働者）の意思表示にとり決定的である。⁽¹⁵⁾

規範説は *normativan* という言葉がどういう意味で用いられるかによつて受け入れられるか否かが決まるとする立場もある。それによれば、もし、*normativni akt* という表現が法令（国家制定法）を意味するのであれば、規範説は受け入れられない。協定と法令とは、主体、制定手続、内部の相互関係、保護方法、規制対象、効果の点で次のように異なっているからである。協定の締結（制定）主体は、労働者および自主管理組織であり立法・行政機関ではない。締結（制定）主体は相互に平等であり、互いに従属関係にはない。締結（制定）手続も国家法の場合とは異なる。協定相互の関係も上下階層関係ではなく、同等である。協定の規制対象となる範囲は法令の場合より狭い。協定の効力は、法令のごとく属地的なものではなく、属人的なものである。しかし、組織を構成する労働者の多数決により制定された協定は、これに賛成しなかった労働者を含めた全労働者に対して拘束力を持つという意味で、これを *normativni akt* と呼ぶならば、*normativan* という表現は協定の法的性質を表わす形容詞として適切なものである。⁽¹⁶⁾

規範説論者は、協定の非契約性を強調する余り、協定と国家法との相違をさほど明確には指摘していない。しかし、だからと言って彼らは協定と国家制定法を同視しているわけではない。協定の理念から見てもそのような考え方は成立し得ない。ただ彼らの多くは右に挙げた説や後に述べる協定関係説、自主管理法律行為説ほどはつきりとはこの点につ

いて言及していないだけである。国家法との類似性を認めつつ協定を国家法とは異なる一般規範とみなすという意味での規範説、つまり、その意味では協定をこれまでの法体系には知られていない新しい法制度であるとする説は、今日ではもつとも多くの者に支持されている⁽¹⁸⁾。特に、労働法および経済法の一部で広く配布しているという⁽¹⁹⁾。

- (1) Peter Klarić : Pokušaj sistematizacije gledišta o pravnoj prirodi samoupravnih sporazuma, » Privreda i pravo «, 2/1976, str. 14.
- (2) Aleksandar Baltić : Pravna izgradnja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42, str. 46. なお、彼はもつとも早い時期に非契約説を打ち出した論者の一人である。彼によれば、契約は全て意思の合致であるが、意思の合致が全て契約を意味するわけではない。協定は意思の合致によって成立するが、いかなる契約にも分類されない。協定は、同じ内容の複数意思が客観的行為規範を作り出すために相互に結合した約定 konvencija であり、その意思表示の内容は同一である。そこでは、異なった利害を持つ異なった主体を前提とする民法上の当事者概念は排除されている (Aleksandar Baltić : Samoupravni sporazum u oblasti uređivanja međusobnih odnosa radnika u udruženom radu, » Anali Pravnog fakulteta u Beogradu «, 1-3/1972, str. 66-67 ; なお、Aleksandar Baltić i Milan Despotović : Osnovi radnog prava Jugoslavije, Beograd, 1981, str. 104. においてもこの立場は維持されている)。「約定」という表現は契約を想起させるが、この説は明らかに非契約説である。但し、これを契約説の一変種と見る者が多い (Tanja Tumbri : O samoupravnim sporazumima (s aspekta građanskog prava), » Zbornik pravnog fakulteta u Zagrebu «, 4/1972, str. 452 ; Vladimir Jovanović : Samoupravni opšti akti, » Enciklopedija imovinskog prava i prava udruženog rada «, Beograd, 1978, tom III, str. 61 など)。⁽²⁰⁾ この説の最大の功績は、憲法修正前後のごく早い時期に協定の非契約性、一般規範性を指摘したという点にある (Lucija Spirović-Jovanović : Pojam i pravna priroda samoupravnih sporazuma, Beograd, 1980, str. 156)。同じく協定の非契約性を指摘するものとして Aleksandar Hristov i Anđelo Veljić : Samoupravno sporazumevanje i društveno dogovaranje i

- društveno političke organizacije, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str.244.
- (3) Stojan Cigoj : Nastanak, promena i prestanak samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora (u poređenju sa obligacionim pravom), » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977, str.36.
- (4) Vladimir Jovanović : Pravna priroda samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 265.
- (5) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 159.
- (6) V. Jovanović, op. cit., str. 266.
- (7) P. Klarić, op. cit., str. 15.
- (8) Mihailo Velimirović : Uređivanje odnosa u udruženom radu samoupravnim sporazumima, » Pravna misao 《, 11—12/1975, str. 113.
- (9) Aleksandar Baltić : Pravna izgradnja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42, str. 47.
- (10) Ratibor Nešković : Društveni dogovori i samoupravni sporazumi, » Samoupravno pravo 《, 2/1974, str. 49.
- (11) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 154—155.
- (12) Mihailo Konstantinović : Obligacije i ugovori—Skica za zakonik o obligacijama i ugovorima, Beograd, 1969, odredba čl. 7.
- (13) R. Nešković, op. cit., str. 46—50.
- (14) L. Spirović— Jovanović, op. cit., str. 154.
- (15) R. Nešković, op. cit., str. 46.
- (16) L. Spirović— Jovanović, op. cit., str. 160—161.
- (17) L. Spirović— Jovanović, isto, str. 173.
- (18) L. Spirović— Jovanović, isto, str. 158.
- (19) Slavko Carić : Ispunjenje samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd,

1977, str. 70.

(三) 契約性・規範性併存説

混合説も多元説もともに、協定が契約的性質と規範的性質の両方の特徴を持つと見る点では一致している。だが、混合説がどの協定も契約と一般規範の両方の性質を同時に持つと考えるのに対して、多元説の立場では、両方の性質を持つ協定もあるが、契約性のみを持つ協定や規範性のみを持つ協定もあるとされる。ここに両説の違いがある。但し、多元説の立場を取ったとしても、協定全体をなめれば混合的性質を持つと言わざるを得ないわけであり、¹論者がどちらの立場を取るのかがはっきりしない場合もある。

(ア) 混合説

この説によれば、協定は、財産法的契約の特徴と一般規範たる特徴を同時に備えている。法人間の資産・労働の連合を規制する協定においてはその契約的性質がより強く現われ、労働者の労働の連合を規制する協定においてはその規範的性質がより強く現われる。しかし、それは契約と法規の二つの特徴の機械的な集合ではなく、両方の特徴が統一的に結合している。²当事者の合意により成立する点では、協定は契約的性質を有していると言えるが、締結に反対した少数派の労働者をも拘束するという点では法規的性質を持つ。協定は契約的要素も法規的要素もともに備えており、どちらか一方だけで協定の本質を表現することはできない。³

企業や企業連合への連合に関する協定に関してであるが、ある論者は次のように述べる。その条項の大部分は不特定

多数のケースに適用される一般規範たる性質を有しているが、一部の条項は、本来は契約の対象たる具体的権利・義務を定めており、契約たる性質を有している。締結手続もある段階までは規範的性質を持ち、ある段階からは契約的性質を持つ。名称・消滅手続は契約に類似しているが、規制対象・時間的継続性の点では法規と共通性を持つ。これらの種々の要素を分析してみると、この協定は一般規範たる特徴と契約たる特徴を合わせ持っているが、前者の方が優勢である。これを、契約の形式を取った一般規範と呼ぶことができる。

(イ) 多元説

多元説によれば、協定は統一法的性質を持たず、その具体的規制対象に応じて法的性質も変わる。

代表的な多元説論者であるLorenzは、協定はどれも等質で統一法的性質を有しているのか、それとも異なった法的性質のものが一つの名前でまとめられているだけなのか、という問題を立てた上で、三種類の協定を取り上げて、それぞれを分析している。分析の対象とされた協定は、労働関係に関する協定、企業（企業連合）への連合に関する協定および共同事業に関する協定である。

まず、労働者の相互関係に関する協定は、一方に権利を他方に義務を生み出す契約、つまり、債権者債務者関係を作り出す契約ではない。それは、同一の目的に向けられた多数の一方的意思表示であり、これに賛成しなかった労働者も拘束する。この協定は職場のもつとも基本的な一般規範であり、資本主義の法理論という「合同行為」にある程度対応する。

第二に、企業への連合に関する協定の各条項のうち、組織の構造や業務（組織間の共同事業は除く）に関するものは規範的性質を持つ。これらの条項によって当事者間に（債務法上の）義務が発生・変更・消滅することはなく、債権債

務関係も生まれることはなく、この部分は明らかに契約的性質を持たない。ここでは、複数の意思の合致は企業の「法律」を作ることを目的としている。しかし、この協定には、上記のような規範的条項の他に、第三者に対する各組織の責任、職場や企業の相互の財産的關係を規制する条項もある。これらの条項は契約たる性質を有しており、これにより債権債務關係が生じる。債権者は債務の履行を請求でき、裁判所を通じた強制執行も可能である。これらの契約的条項をめぐる紛争に対しては債務法の原則が適用される。このように、企業への連合に関する協定は、規範的条項と契約的条項の双方を含む混合規範である。⁽⁶⁾

さらに、共同事業⁽⁷⁾に関する協定は、各組織が共同事業のためにそれぞれの資産を連合するという組織間の「意思の合致」であり、これによって組織間に債権債務關係が生まれる。当事者は裁判所を通じて債務の履行を請求し、その不履行に対し損害賠償を求めることもできる。従って、この協定は契約に分類される。⁽⁸⁾

このように、協定は法的観点から見ると等質ではなく、統一的法的性質を持たない。それぞれの協定に当てはまる法原則も同じではなく、また同じではあり得ない。協定とは、しばしば異なった法分野に属する非常にさまざまな法規範に対する総称であり、それが規制する具体的關係に依りて、合同行為となり、混合規範となり、契約となる。⁽⁹⁾

別の多元説論者は、協定を地位的 statusni(集团的 kolektivni)協定と業務的協定に区分し、双方が異なった法的性質を持つとする。地位的協定とは、職場の設立、内部機関の構成、組織所得・個人所得の分配、労働者の地位(資格)、労働者の相互關係、事業計画などの問題を規制する協定を指し、業務的協定とは、財やサービスの交換をはじめとする企業の業務問題を規制する協定を指す。⁽¹⁰⁾この説によれば、地位的協定は、規範的性質とともに契約的性質も持つ。これが規範的性質をも持つと解することによって憲法裁判所による合憲性・合法性の審査も可能になる。但し、この協定が規範的性質のみを持つという見解は受け入れられない。これに対し、業務協定は契約的性質のみを持ち、契約に関する法

説
原則が全てこれに適用される。⁽¹¹⁾

論

内部協定と外部協定という区別をして、それぞれが異なる法的性質を持つとする説もある。そのうちでも、ある者は、法人内で締結されるいわゆる内部協定のみが規範的性質を持ち、企業間で業務問題に関して締結される外部協定は主に契約たる性質を持つと考え⁽¹²⁾、また、ある者は、外部協定を契約とし、内部協定を非契約的一般規範 opšti pravni akti neugovorne prirode としつつ、後者の内部協定には別のよりふさわしい名称を与えるべきであると主張する。⁽¹³⁾

他にも、協定は原則として一般規範だが、契約的性質のみを持つ協定や規範性と契約性を併せ持つ協定もあるとする説⁽¹⁴⁾、協定または協定の各条項には自主管理関係を一般的・規範的に規制するものと財産的な権利・義務を具体的に定めるものの二種類があり、後者は契約や不法行為と同じく債務の直接発生源となるとする説⁽¹⁵⁾などもある。

協定の名のもとに、純粹に規範的な規範から、協定的な規範および純粹に契約的な規範に至るまで、さまざまなものが集まっているとした上で、共同事業に関する協定を取り上げて、その各条項のうち、共同機関の構成や権限に関するものは規範的性質を持ち、共同事業に対する各組織の立場の調整に関するものは協定的性質を持ち、危険負担・取引上の責任に関するものは債務法的性質を持つとする説もある。⁽¹⁷⁾

(1) 例えば、Grupče は協定は混合的性質の規範であると述べているが、他の箇所から判断すると彼は多元説論者と思われる。「混合的」とは、本文中で指摘した意味で使われていると推測される (Asen Grupče : Kontrola ustavnosti i zakonitosti samoupravnih sporazuma (i društvenih dogovora), » Samoupravni sporazumi kao pravni akti «, Beograd, 1977, str. 30)。

(2) Slavko Carić : Sankcija zbog neizvršenja samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori «, 1975, str. 238. 彼は特に契約との違いを強調する (Isto : Ispunjenje samoupravnih sporazuma,

- 》 Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977, str. 70)°
- (3) Bojan Zabel : Statusni samoupravni sporazumi, 《 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 157-161.
- (4) Andrej Frimerman : Samoupravni sporazum o udruživanju — subjekti, predmet, funkcija, pravna priroda, 《 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 174-177. 但し、ここでは、他の種類の協定の法的性質には言及していないので、彼がどの協定もこのような混合的性質を持っていると考えているのか、それとも多元説の立場を取っているのかははっきりしない。
- (5) Vrleta Krulj : Osnovne pravne karakteristike samoupravnog sporazuma, 《 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 254-255.
- (6) V. Krulj, isto, str. 256-257.
- (7) Krulj はここでは旧法(一九七三年職場社会的資産取引法)を考察対象にしており、現行連合労働法六七条三項にいう共同事業のみに言及しているが、他の種類の共同事業についてもここでの主張は当てはまる。
- (8) V. Krulj, isto, str. 257-259.
- (9) V. Krulj, isto, str. 259 ; Mihailo Velimirović : Uređivanje odnosa u udruženom radu samoupravnim sporazumima, 《 Pravna misao 《, 11-12/1975, str. 117-118.
- (10) Slavoljub Popović : Samoupravno sporazumevanje, 《 Opština 《, 10/1971, str. 23-24.
- (11) S. Popović, isto, str. 32-33.
- (12) Svetislav Arandelović : Vrste samoupravnih sporazuma, 《 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 72. これと似た立場を取る者として Teofilo Popović : Samoupravni sporazumi i društveni dogovori u oblasti rada, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42, str. 13 ; Rudi Kyovsky : Samoupravno uređivanje međusobnih odnosa u udruženom radu, 《 Samoupravno pravo 《, 2/1974, str. 39-40 がある。
- (13) Čivomir Čorđević : Priroda osnovnih organizacija udruženog rada i njihovih unutrašnjih samoupravnih sporazuma, 《 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 103.

- (14) Jakov Buljan : O pravnoj naravi samoupravnih sporazuma, > Privreda i pravo < 3/1973, str. 34—35 ; Nedo Miličević : O pravnoj prirodi i postupku donošenja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, > Pravna mosao < 5—6/1973, str. 25, 28.
- (15) Dragan Radonić : Pravno raspolaganje stvarima u društvenoj svojini, Beograd, 1983, str. 64—66.
- (16) Ljubiša Milošević : Zabeleška diskusije, > Samoupravni sporazumi kao pravni akti < , Beograd, 1977, str. 109.
- (17) Bogdan Loza : Primjena pravila obligacionog prava na samoupravne sporazume, > Samoupravni sporazumi kao pravni akti < , Beograd, 1977, str. 80.

(四) 非契約・非法規説

(ア) 特別規範説

この説によれば、協定と法規（国家法）とは本質的に異なつた法規範であり、その基本的な違いは、制定主体、制定方法、義務の発生・消滅形態、規制対象の点にある。法規は他の社会主体に対する権力機関の命令として制定される。法規により一定の行為を命ぜられる上記の社会主体は、法規の制定に直接関与することはない。その同意の有無に関係なく法規上の義務は発生し、権力機関の側で廃止しない限り法規の効力は存続する。義務違反に対しては法規の定めるサンクションが適用され、法律の不知は免責事由とならない。これに対し、協定の主体は労働者や自主管理組織であつて、権力機関が権力機関たる資格で協定の当事者となることはない。協定およびそれから発生する義務は上級者の下級者に対する命令ではなく平等な当事者の任意な合意の結果であり、当事者の合意によつて消滅する。義務の不履行に対するサンクションおよび紛争解決方法は当事者が自らこれを定めることができる。⁽¹⁾

協定と契約との間にも著しく大きな違いがあつて両者を同一視することはできない。協定は当事者間の関係を一般的・継続的に調整するが、契約は個別的規範である。協定が当事者の権利・義務を個別的に規制する場合であっても、それが所得および危険を全当事者が共同で分担する共同事業に関するものであれば、契約とは区別される(連合労働法五八七条一項)。また、協定においては常に連帯の原則が適用される⁽²⁾。

このように、特別規範説によれば、協定は自主管理法上の特別の法制度であり、いかなる古典的法制度にもこれを分類することはできない。従つて、これを法規や契約と区別しなければならぬ⁽³⁾。

特別規範説に対しては、協定を特別の(sui generisな)法規範というだけでは、その法的性質を明らかにしたことはならないという批判がある。確かに、協定が契約とも法規とも異なる新しい法制度であるという点は、規範説も混合説も多元説も認めているところであるが、協定が契約・法規の双方とも本質的に異なるという点を非常に強調するところに、この説を含む非契約・非法規説の理論的意義がある。

(イ) 協定関係説

この説によれば、協定の各条項は協定関係の表現たる性質を持つて⁽⁴⁾いる。そこで、この学説は「協定関係規範説」と呼ばれる⁽⁷⁾。一見トートロジーのような名称を持つこの説の核心は、協定(協定関係)を法規(規範的關係)とも契約(債務關係)とも異なるまったく新しい法規範とする点にある⁽⁸⁾。

法規は社会関係を規制する権限を持つ国家権力機関がこれを制定する。従つて、法規は常に一定の上下階層関係を前提とし、法規の制定に関与していない社会的主体をも拘束する。これとは逆に、協定の場合は平等の主体がそれぞれ特定の行為をなすべく互いを拘束する。協定が一定の関係を一般的に、つまり長期的相互関係として規制することを理由

にこれを法規とみなす立場もあり得るが、一般的拘束力は法規以外の法規範にも認められる。また、協定の中に多数決により締結されるものがあるという事実をもとにこれを法規だと考える説もある。しかし、多数決原理が働くのは職場内の労働者間で締結される協定のような例外的場合であり、組織が締結主体となる協定では組織がその意思に反して協定に拘束されることは原則としてない。⁽⁹⁾さらに、多数決原理が働く場合であっても、少数派には組織から分離する権利が認められ、その権利を行使することにより協定の拘束から免れることができる。もし、協定が法規ならば、そのようなことはあり得ない。⁽¹⁰⁾

他方、協定は契約とも異なる。契約は市場において相互に対立する当事者間で生じる債務関係を規制するものである。債務関係は原則として継続的ではなく期間の定めがある。債務関係の対象は原則として物の移転および一定の作為不作為である。これに反し、協定は市場関係から生じるものではなく、原則として物権関係を変更しない。協定はその本質上、社会的資産に対する物権関係を否定するところから出発している。協定関係が生み出す相互義務は社会的労働権、社会的資産に対する使用権・管理権に基づいて発生する。⁽¹¹⁾

(ウ) 自主管理法律行為説

この説によれば、協定は自主管理法分野における法律行為である。⁽¹²⁾法律行為の概念の大部分は民法学において発達したものであるが、民法学は長らく法学全体の理論的基礎となつて来たため、きわめて抽象的な民法上の概念は他の法分野に属する法律関係や法的概念に対する表現としても使用できる。法律行為という概念もその一例である。法律行為とは一定の法律効果（例えば、売買、賃貸借、消費貸借といった法律関係の発生・変更・消滅）の発生に向けられた意思表示である。⁽¹³⁾

連合労働内の相互関係を規制する法術技が協定という法律行為の形を取るとしても、協定が民法上の法律行為だといふことにはならない。協定においても個別的意思表示が行われるが、最終的には多数決によって締結の可否が決まる。締結に反対した少数派に対してはその意思に反して協定の効力が及ぶが、民法上の法律行為の場合には当事者の意思に反して拘束力が生じるようなことは決してない。協定にも意思自治の原則が適用されるが、そこで問題になっているのは、所有権および商品貨幣関係に基づく私的自治ではなく連合労働意思の自治である。それは、非商品的関係の形成、商品貨幣関係の克服をめざしている。民法上の法律行為における当事者の平等は、商品貨幣関係における等価交換の要求を表現するものであるが、協定における当事者の平等は社会的資産に対して各労働者・勤労者が平等な地位・権限を持っていることを示している。協定は非商品的関係を調整する法技術であり、当該関係を一時的にはなく継続的に規制する。このように、いろいろな点で協定は民法上の法律行為とは区別される⁽¹⁴⁾。また、個別的当事者の意思とは無関係に当事者に義務を課す法規とも区別される⁽¹⁵⁾。

同じ立場に立つ別の論者によれば、連合労働をめぐる法律関係は、規範的、協定的、契約的法律関係の三つに大別される。

第一の規範的法律関係は立法機関の制定する法規範に基づいて発生し、自主管理的生産関係の維持・保護・発展を目的とする。これは、プロレタリア独裁期における法の革命的役割を理由に一定範囲の法律関係において意思自治を排除する。第二の協定的法律関係は共同利益の継続的形成・維持・発展をめざす当事者の意思自治に基づいて発生する。それは、生産活動および社会活動の分野における社会的再生産過程へ当事者が協調して参加し、労働と資産を連合することを目的とする。第三の契約的法律関係も協定的法律関係と同様に当事者の意思自治に基づいているが、これとは違って、社会主義的自主管理市場における商品・貨幣交換の際に発生する⁽¹⁶⁾。

上のような区別から当然、協定は契約とも法規とも異なる法規範だという考え方が出て来る。彼によれば、契約説も法規説も協定の関係の独自性を認めていない誤った見方だとして否定される⁽¹⁷⁾。そのうちでも、協定が法規性を持たないことは議論するまでもないとして、契約関係との違いについて特に論じている。

契約関係と協定関係の相違点として彼は次のごとき点を挙げている。①前者では当事者の利益は対立しているのに、後者では当事者は共同の利益を追求する。②前者はほとんど二当事者関係で個別的法律行為、個別の業務を内容とするが、後者は継続的多数当事者関係である。③前者は統一的自由市場における法人間の財・サービス取引関係であるが、後者は商品・貨幣的、市場的な内容を持たない⁽¹⁹⁾。

協定は、自主管理関係を一般的に規制するものであっても、原則としてその内容は当事者相互の権利・義務・責任に関するきわめて詳細な条項によつて具体化される。この点で、協定は法律行為（社会的・経済的権利の発生・変更・消滅を目的とする行為）に非常に近づく⁽²⁰⁾。しかし、ユーゴスラビアの新たな社会経済体制において、労働と資産の連合による経済活動は経済主体の市場的対立の克服をめざしている⁽²¹⁾。従つて、協定を法律行為と解するとしても、それは民法上の法律行為とは異なる。協定と契約との間には類似点もあるが、両者は本質的に異なる社会経済関係を対象にしているので、協定に関する法律が補充的に契約に適用されることはなく、逆に契約に関する法律が補充的に協定に適用されることもない⁽²²⁾という。

しかし、このような自主管理法律行為説に対しては他の説から批判がなされている。その批判によれば、憲法および法律はきわめて明白に、協定を法律行為としてではなく自主管理一般規範として定義しており、また、協定が商品取引に関わらない法規範であるとの結論を出す実定法上の根拠はない。実際には、その逆で、連合労働法は社会的資産の取引のために協定を締結し得ることを定めており、この取引はまさに商品取引である。さらに、実務上も協定は法律行為

たる特徴を示してはならず、協定を商品取引に関わらない法律行為だとする説は認められないとされる。⁽²³⁾

この説は、「古典的法概念の枠をはみだした稀な例であり、良く引用されるが、これに対する積極的な批判や支持はなく、理解されないまま孤立した学説である」と評されている。⁽²⁴⁾

- (1) Budimir Košutić : Samoupravni sporazum kao izvor prava, 〉 Samoupravni sporazumi kao pravni akti 〈 , Beograd, 1977, str. 7-8.
- (2) B. Košutić, isto, str. 10.
- (3) Josip Globevnik : Samoupravni sporazumi i društveni dogovori u novom Ustavu, 〉 Privreda i pravo 〈 , 1/1974, str. 11-12. なお、Globevnik はこれを特別の契約と見ているが、これは契約説の言う契約とは異なる。
- (4) Lucija Spirović-Jovanović : Pojam i pravna priroda samoupravnih sporazuma, Beograd, 1980, str. 164.
- (5) 例えど、Teofilo Popović : Samoupravni sporazumi i društveni dogovori u oblasti rada, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42, str. 13 ; Neđo Miličević : O pravnoj prirodi i postupku donošenja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, 〉 Pravna misao 〈 , 5-6/1973, str. 25 ; Mihailo Velimirović : Uređivanje odnosa u udruženom radu samoupravnim sporazumima, 〉 Pravna misao 〈 , 11-12/1975, str. 118 ; Slavko Carić : Ispunjenje samoupravnih sporazuma, 〉 Samoupravni sporazumi kao pravni akti 〈 , Beograd, 1977, str. 70 ; L. Spirović-Jovanović, op. cit., str. 173 ; Dragan Radonjić : Pravno raspolaganje stvarima u društvenoj svojini, Beograd, 1983, str. 64-65.
- (6) Leon Geršković : Mjest, uloga i značaj društvenih dogovora i samoupravnih sporazuma u našem društvenom i pravnom sistemu, 〉 Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 〈 , Beograd, 1975, str. 23.
- (7) Peter Klarić : Pokušaj sistematizacije gledišta o pravnoj prirodi samoupravnih sporazuma, 〉 Privreda i pravo 〈 , 2/1976, str. 19 ; L. Spirović-Jovanović, op. cit., str. 166.

- (8) Leon Gerškovič, op. cit., str. 21.
- (9) もともと、組織の内部では、当該協定締結の可否を労働者の多数決で決定することはあるから、その意味ではこの場合も多数決原理が働いているが、それはあくまで組織内部の問題である。一個の独立した法人としての組織が他の組織との間で、その意思に反して多数派の意思に従わされることは原則としてない。
- (10) Leon Gerškovič : Društveni dogovori i samoupravni sporazumi, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 7.
- (11) L. Gerškovič, isto, str. 7—8.
- (12) Martin Vedriš : Marginalije uz pravnu prirodu samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 300.
- (13) M. Vedriš, isto, str. 297.
- (14) 但し、彼は、協定が、矛盾する表現であるが「自主管理民法」という新たな法分野の核となり得ることを示唆している (Isto, str. 300)°
- (15) M. Vedriš, isto, str. 298—300.
- (16) Vladimir Horvat : Pravna realizacija samoupravnih sporazuma o uduživanju rada i sredstava prema ugovornim i drugim obveznim odnosima u oblasti prometa robe i usluga, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975, str. 304—305.
- (17) V. Horvat, isto, str. 307.
- (18) V. Horvat, isto, str. 303.
- (19) V. Horvat, isto, str. 305.
- (20) V. Horvat, isto, str. 318.
- (21) V. Horvat, isto, str. 304.
- (22) V. Horvat, isto, str. 316. 多元説の立場を取る Grupče も自主管理法上の法律行為たる協定の存在を認めるが、彼によればその種の協定は債務法上の法律行為とまわめて多くの接点を持ち得る (Asen Grupče : Kontrola ustavnosti i za-

- konitosti samoupravnih sporazuma (i društvenih dogovora), 》Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977, str. 30。これに対し、規範説論者たる Unguran は、協定(企業への連合に関する協定)が、非国家的主体の行為であり同意した者のみを拘束するなど法律行為の一般的要素を持っているとしつつも、民法上の法律行為との違いを強調す(Štiniša Unguran : Nekli aspekti i problemi samoupravnog sporazuma o udruživanju u radnu organizaciju, 》 Privreda i pravo 《, 6/1975, str. 37-38, 41)。
- (23) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 166.
- (24) L. Spirović—Jovanović, op. cit., str. 165.

第三節 取引協定の必要性和その内在的矛盾

(一) 取引協定の必要性

右で考察して来た各学説のうち、多元説を序く他の学説は、いずれも原則として、規制対象を問わず全ての協定が同法的性質を持っているという前提に立っている。しかし、規制対象によつて協定の法的性質に違いがあるかないかは、規制対象ごとに各協定を個別的に検討してみなければ分からないことである。少なくとも、多元説のような立場が出てきている以上、それ以外の立場を支持する場合には、規制対象にかかわらず協定の法的性質は変わらないということを確認に証明する必要がある。すなわち、対象区分についての多数説¹⁾に従い、少なくとも、労働関係、組織関係、取引関係のそれぞれについて、そこで用いられる協定の性質を個別的に分析しなければ、協定全体の法的性質について結論を出すことはできないだろう。しかし、本稿の考察対象は協定全体ではなくそのうちの取引協定だけであり、協定全体

の法的性質を明らかにすることが本稿の目的ではないから、労働協定、組織協定の規範構造については、ここでは詳しくは触れない。ただ、取引協定との大まかな異同を明らかにするのに必要な範囲内で、労働協定、組織協定の規制する内容を例示してみよう。

労働協定の例としては「職場における労働者の労働の連合に関する協定」がある（連合労働法一七三条一項）。この協定は職場における労働者の地位を定める基本的規範である²⁾。この協定は、組織協定でもあるが、労働関係や賃金関係に関する基本的事項もその規制対象のひとつとしている（同法三三六条）。その具体的内容は各共和国・自治州の法律および各職場の自主管理規範に応じて異なる。労働者の採用条件、採用手続、配置、賃金、労働時間、労働安全、女性・年少者・身体障害者の保護、休憩、年次有給休暇、退職、解雇、その他の労働関係をめぐる基本的事項がこの協定の規制内容となる³⁾。

組織協定の例としては、「企業への職場の連合に関する協定」がある。連合労働法三七二条がその内容を詳細に規定している。それによれば、きわめて複雑であるが、この協定は次の事項を含む。企業の名称・所在地、企業の代表、職場の業務および企業の業務、企業内での共同事業・共同利益、作業過程の調整、計画の作成、各職場の計画の相互調整、資産の連合およびその目的、共同収入の分配方法、管理機関および執行機関の構成・選出・解任・職務範囲、経営機関その他の機関およびその権利・義務・責任、各職場の共同利益に関わる業務を行う事務部門の権利・義務・責任、代表委員 Delegate の権利・義務および労働者または管理機関に対するその責任、職場間の相互関係および各職場の取引上の権利・義務・責任、職場のために行う取引における企業の責任負担の形態・条件および権限、内部関係から生じる紛争の解決方法（紛争の種類、仲裁機関その他の紛争解決形態の構成および手続）、全人民防衛および社会自衛、企業からの職場の分離手続、連合に関する協定の変更・修正の方法および条件、職場間の共同作業・共同事業および労働者自主管理

権の行使にとつて重要なその他の条項。

この規定から明らかなように、この協定は取引協定の規制対象をも自らの規制対象とすることができる。その場合は、共同事業の当事者は別に取引協定を締結しない。その意味では、組織協定には取引協定の要素が含まれるが、それは取引協定にはない組織構造に関わる条項も多く含んでいる。その点で、組織協定と取引協定は明確に区別される。

右のそれぞれの協定の内容と、本稿で詳しく分析した取引協定の内容を比較してみれば、規制内容の点で、労働協定・組織協定と取引協定とがかなり違っていることが分かる。従つて、規制内容の違いを考慮せずに、一律に協定の法的性質を決定しようとする方法はあまり適切なものとは言えないだろう。また、相違があるのは規制内容だけではない。例えば、学説が指摘しているごとく、協定の中には、その締結に反対の意思表示をした者に対しても効力を及ぼすものがある。賃金の額をどれだけにするか、職場の構造をどのように変更するか、といった問題について労働者の多数決により下された決定は、それに賛成しなかつた労働者をも拘束する。その点では、これらの問題を規制する協定は、意思に反して当事者を拘束することのない契約とは本質的に異なる。しかし、取引協定にあつては、当事者たる職場等の法人が自己の意思に反して処分権の行使を強制されることはない。従つて、この点でも、労働協定・組織協定と取引協定とははっきり区別されるのである。

しかし、多数説である規範説は、これらの違いを明確に指摘することなく、協定の非契約性を一般的に強調する。そこで、取引協定と契約が形式的に似ていようと、両者は決定的に違つていふという結論が導き出される。この立場に立てば、労働協定や組織協定が必要であるのと全く同様に、取引協定という法規範も当然必要であるということになる。

このように規制対象にかかわらず協定を一律に理解しようとする根拠は、どの協定も「労働と資産の連合」に関わる

法律関係を規制するものであるというところに求められる。個々の労働者がそれぞれの労働と社会的資産を職場において連合する際に、労働の方法や賃金の決定に関して労働者間に生じる法律関係を規制するのが労働協定であり、個々の労働者が、直接あるいは職場を通じて、労働と資産を連合する際に形成する法人の組織構造をめぐる法律関係を規制するのが組織協定である。取引協定も、個々の労働者が職場を通じて、企業等の利害共同体の内部で労働と資産を連合する際に生じる法律関係を規制する法規範である。「労働と資産の連合」に関わる法規範であるという点で各種協定は共通性を持つので、労働協定・組織協定の法的性質と取引協定の法的性質にも共通性があるというのである。「労働と資産の連合」は、共同性・連帯性の概念と強く結び付いている。その点では、共同性・連帯性の色の薄く、市場での利害対立を前提とする契約とは、いずれの協定も、区別されることになる。

労働協定も組織協定も一定の組織内に生じる法律関係を規制する法規範である。その組織を形成・発展させていくために協定により種々の法律関係を調整する。組織の内部規範であるという点がきわめて重要である。取引協定と契約の規範構造がほとんど同じであるにも拘らず取引協定が存続している基本的理由も、その規制対象となる取引が、企業等の利害共同体の内部で行われる連帯性・共同性に基づく取引であること、つまり内部取引であることに存する。内部取引であれば、なぜ契約ではなく協定で法律関係を規制しなければならないのか。その疑問に対する答えは、内部取引の構造の中に潜んでいるのである。

企業内で労働と資産の連合に基づいて各職場が行う共同事業は、あくまでも企業内部での財貨移動を目的とするものである。他の国の法制度の下では、企業内の財貨の移動は事実上のものであって法的な問題とはなり得ない。それは、自然人の右のポケットから左のポケットに物が移動するのと全く同じで、およそ法的取引とは無縁の現象である。ユーゴスラビアの法制度にあつても、ひとつの職場内での財貨移動を取り上げればそれは事実上のものに過ぎないし、職場

という独立した法人を内部に持たない企業(単一企業)の場合も同様である(実際には、内部に職場を持たない単一企業の数は非常に多い)。これに対して、法人格を有する職場を内部に持つ企業は、企業内部の財貨移動を職場間の法的取引として構成しなければならぬ。

企業内取引は職場間の法的取引であるが、あくまでも企業内の財貨移動であるということから、市場原理に基づく企業間取引とは著しく異なった目的に奉仕する。

資本主義国の企業内での分業を念頭におけば明らかなことであるが、職場のない企業の営業活動に際して企業内で行われる財貨移動の目的は企業全体の利益を最大化することにある。企業内部の労働者間あるいは労働者グループ間には取引法的な意味での利害の対立はなく、企業を離れた労働者グループ独自の利害も存在しない。もちろん、企業内で働く労働者の間には、他の労働者よりも多くのノルマを課せられている、とか、同じ時間働いているのに他の労働者よりも給料が少ない、といった利害の対立はあり得るが、それは労働関係あるいは企業組織編成上の問題であって取引問題ではない。ある製品の製造・販売を業とする企業において、ある労働者が適切な作業をせずに瑕疵のある製品を作ったため、その製品の販売を担当する別の労働者が当該製品を顧客に売ることができなくなったとしても、製造担当労働者と販売担当労働者との間には取引法上の利害関係は生じない。企業内部の財貨移動は取引ではなく、そこでは労働者は取引の主体とはなり得ないからである。製造担当労働者の不適切な作業のために製品が売れなくなったことから損害が生じて、それは企業の損害であって、販売担当労働者が直接被害を受けるわけではない。企業に損害が生じた結果、販売担当労働者の給料が減ったとしても、それは企業内のフォンド分配の問題であって、製造担当労働者と販売担当労働者との間の取引上の問題ではない。後者が前者に損害賠償を請求するといったこともあり得ない。企業内で取引法的な意味での利害対立がないというのは、あたかも、一人の自然人の右手と左手の利害が異なるとか、右手と左手とがそ

れぞれ身体全体の利益とは別に独自の利益を追求するといったことがあり得ないのと同様である。

企業内の職場間の財貨移動である内部取引でも事情はこれと全く同じである。ただ、労働者自主管理の徹底という要請により、独立した法人格を持つ職場が企業内に形成された結果、企業内の財貨移動を単なる事実上の問題として済ませておけず、これを法的に表現する必要が生じ、内部取引という取引類型が作り出されたのである。しかし、そのため、企業内の財貨移動はすべからず企業全体の利益のために行われるという大前提が揺らぎかねない状況が生じて来た。企業内の各職場が独立した責任財産を有する法人としての地位を与えられたために、本来ならば企業全体の利害を離れた各職場独自の利害は存在しなはずなのに、企業全体の利益よりも職場独自の利益を優先して行動する法的可能性が生じたのである。

企業間取引の際に用いられる契約をもって、この企業内取引をめぐる法律関係を規制したとすれば、企業内取引が市場原理によって支配されてしまう恐れがある。もちろん、資本主義下でのグループ企業間の取引のように、形式的には契約という法規範を使っても、実際には、相互に無関係な企業間で行われる取引の場合とは異なった機能を契約が果たすという状況は十分考えられる。しかし、それは事実上の問題であつて、理念的には、契約で取引関係が規制される場合には、連帯性よりも各当事者の利益追求の方が優先される。原理的に各職場の利害対立はなく、仮にそれがあつたとしても、それを超える全体的利益があることにより、各職場は連帯して共通の目的を実現すべき客観的立場に置かれてははずなのに、契約によってそれが全て破壊されてしまいかねない。このように、企業内取引を契約で規制するわけにはいかない⁽⁴⁾ので、それとは異なる「協定」が取引にも登場することになる。ここに、取引協定の必要性が存在するのである。従つて、取引協定が労働協定・組織協定とは規制対象の点で区別されるとしても、同じ協定として一定の共通した法的性質を有しており、それが契約とは異なったものであることに疑いはない。企業内取引を規制する協定につい

て、これを契約と同視する契約説や多元説は、右のような考えに従えば、十分な論拠を有していないと言わざるをえない。

(一) 憲法および連合労働法は、どんな社会・経済関係が協定の対象となるかについて概括的な定めを置いている(憲法一二一条、連合労働法五八六条一項)。このうち、より詳細な内容を持つ連合労働法の規定によれば、かなり抽象的な表現であるが、協定による規制対象となるのは、「社会的、経済的およびその他の自主管理的な関係および利益のうち、社会的再生産に関わるもの、および、労働者・勤労者・自主管理組織・自主管理共同体の社会的・経済的地位の実現に関わるもの」である。その上で、同条は特に次のものを列挙している。

(一) 職場への労働者の労働の連合
(二) 労働共同体への労働者の労働の連合
(三) 企業その他の連合労働組織、銀行その他の金融組織、保険共同体、自主管理利益共同体その他の連合体への労働と資産の連合

(四) 計画の基礎の作成

(五) 社会的分業および社会的再生産における利益調整

(六) 所得分配基準の作成

(七) 自主管理的な価格調整基準の作成

(八) 共同事業から得られた所得の分配基準の作成

(九) 労働の自由交換関係の調整

(一〇) 連合労働における労働者の相互の権利・義務・責任の調整およびそれらの実現方法の決定

(一一) 全人民防衛および社会自衛 *drustvena samozastita*

右のごとく、法文に列挙されたものを眺めただけでも、協定の規制対象が極めて多種多様であることがわかる。しかも、自主管理主体(当事者)は、ここに挙げられた関係以外にも、さまざまな問題に関して協定(無名協定)を締結することが

できる（憲法一一一条）（Martin Vedriš : Obilgacijski ugovori i samoupravni sporazumi, > Privreda i pravo <, 7-8/1978, str. 152 ; Dragan Radonjić : Pravno raspolaganje stvarima u društvenoj svojini, Beograd, 1983 str. 66）から、協定の対象を統一的に把握することはなかなか難しい。連合労働法には前述のように、協定の対象についての一般の定義があるが、この定義から協定のイメージを描き出すためにはかなりの想像力が必要である。そこで、学説では協定をいくつかの基準に基づいて分類して、これを体系的に理解しようと試みている（もつとも、協定の対象が考察される際には、規制される関係や利益は余り詳しく分析されず、憲法や法律の条項がパラフレーズされるにとどまることが多いとの指摘もある。cf. Lucija Spirović-Jovanović : Pojam i pravna priroda samoupravnih sporazuma, Beograd, 1980, str. 62)°

協定の分類に用いられる基準は協定の対象だけではなく、対象の他に、主体、規制方法、継続期間、締結が強制か任意か、産業別か地域別かなどといった点が分類基準として使われている（L. Spirović-Jovanović, isto, str. 102）が、対象に基づく分類だけを取り上げても学説はさまざまに分れている。連合労働法の規定にならって協定を二種類に分類する説（Slavoljub Popović : Odnos samoupravnih sporazuma prema drugim pravnim aktima, > Samoupravni sporazumi kao pravni akti <, Beograd, 1977, str. 14-15）、憲法の規定にならってこれを五つ（例えば、Mihajlo Velimirović : Uređivanje odnosa u udruženom radu samoupravnim sporazumima, > Pravna misao <, 11-12/1975, str. 108-111）ないし六つに区分する説（例えば、Zvone Rihtman : Odnos između samoupravnih sporazuma i obligacijskih ugovora, > Privreda i pravo <, 3/1977, str. 13）、憲法の規定に準じてこれをさらに九つに区分する説（Leon Geršković : Mjesto, uloga i značaj društvenih dogovora i samoupravnih sporazuma u našem društvenom i pravnom sistemu (teze), > Samoupravni sporazumi i društveni dogovori <, Beograd, 1975, str. 22）、対象に応じて協定を七つに区分する説（L. Spirović-Jovanović, op. cit., str. 105-108）などいろいろな考え方が主張されている。だが、学説の多数が支持するのは、本文で述べたように、協定の対象を三つに大別する立場である。もともとこの三分説は、協定の法的性質について契約説の立場を取る Nikola Balog : Društveno regulisanje i samoupravno usklađivanje, > Savremeno rukovođenje i samoupravljanje <, Beograd, 1969, str. 35-39 に由来するものであるが、契約説を取らない論者の間でも三分説が多数説のようである（L. Spirović-Jovanović, op. cit., str. 103)°

(2) Slavko Carić : Pravni položaj organizacija udruženog rada, Beograd, 1981, str. 159. この協定は労働者が全員投票によりこれを制定し、当該職場内労働者の過半数が同意した時に制定されたものとみなされる(連合労働法四六三条一項、四六八条一項)。但し、これによって労働者が直ちに協定に拘束されるわけではない。協定制定後、各労働者はこれを受け入れるか否かにつき個別的に書面で意思表示を行い(同条一項)、受け入れた者だけがこれに拘束される。

(3) 但し、この協定によって基本的事項だけを定め、労働者相互の具体的な権利・義務・責任は、協定によってではなく、労働関係・賃金関係に関する他の自主管理一般規範(規則 pravilnik など)によって規制する場合も多い(同法一七九条、一八九条など)(Veljko Vučetić : Komentar Zakona o udruženom radu, Zagreb, 1982, str. 170 ; Isto : Samoupravni opći akti organizacija udruženog rada, Zagreb, 1982, str. 234, 318 - 323 参照)。

なお、労働協定については、網屋喜行「ユーゴスラヴィアにおける労働法の歴史と現状——労働者の企業自主管理制度との関連で——」『比較法学』第一八巻第一号一九八四年一八六頁、同「ユーゴスラヴィア労働法における『労働契約』と『団体協約』——伝統的形態から自主管理的形態へ——」『比較法研究』第四八号一九八六年一七六頁参照。

(4) 同一企業に属していない職場間で行われる協定取引の場合も、当事者間の関係は企業内取引と同様、原理的に利害対立を排除したものであり、そのためにこそ、通常の契約取引とは異なる協定取引の形態が選択ないし強制されるのである。従って、企業内取引について本文で述べたことは、全て、同一企業に属していない職場間で行われる協定取引にも当てはまる。

(二) 取引協定における理念・形式・実態の乖離

右に述べたごとく、協定の法的性質を一樣にとらえるか多元的にとらえるかに拘らず、取引協定が契約とは異なる原理に基づいて存在しており、その存在が明確な必要性に裏付けられていることには疑いはない。また、企業の組織構造や労働関係を規制する法規範が民法上の契約と異なるものであることは、資本主義法においても古くから広く認められており、労働協定・組織協定が契約と異なる規範であることに異論はないだろう。その意味では、取引協定はもちろん、

それ以外の協定をも契約と同一視しようとする契約説には説得力が欠けており、これもはやユーゴスラビアで支持されていないのは当然であろう。

だが、このように契約とは別の原理に拠って立っているはずの取引協定の規範構造は、第一章で述べたごとく、契約の規範構造ときわめて類似している。確かに、協議原理や連帯性を取引において実現すべき特別な装置として、窮境に陥った職場に対して共同事業に参加する他の職場が援助を与える条件・方法を取引協定中に定めるとか、危険の分散のために共同危険基金を作るとか、共同機関や労働者評議会を通じて当事者間の利害調整をするといった手段が用意されているが、こういった手段によって当事者間の利害対立が抑止ないし解消される確実な保証はない。これらの装置の内容をどのように定めるかは全く当事者の裁量に委ねられており、当事者間の協議により取引上の連帯性を弱めるという逆説的な運用さえも理論的には排除されていないからである。もし、共同事業の当事者以外の第三者が、当事者間の連帯性を確保するために何らかの強制力をもって取引に介入できるといふのなら、取引協定と契約との相違が確実なものとなるだろうが、そのような介入は協議経済の理念からいって原理的に不可能である。従って、通常の契約にない装置がいくら準備されていても、それによって取引協定がその原理に応じた法的機能を果たすことができるとは限らないのである。その意味では、取引協定はその理念を実現するのに必要かつ十分な形式（規範構造）を備えているとは言えない。

しかし、取引協定がその理念にふさわしい法形式を備えていないのは、ある意味では当然のことである。企業内部の各職場に法人格と資産処分権を与え、企業内部における財貨移動を法的な「取引」と構成する以上、各職場の利害は独立する傾向を持たざるを得ない。企業内に「職場」などといった法人格を作りさえしなければ企業内に取引法上の利害対立はそもそも生じるはずがなかったのであり、取引協定などという法規範を特別に考案する必要もなかったはずであ

る。取引協定とは、本来なら取引法上の利害対立のないところにわざわざ利害対立の原因を持ちこんだことの後始末をするために誕生した法規範なのである。利害対立の原因を取り除きさえすれば、取引協定も不要なものとなる。企業内取引の存在そのものが、つまり、取引協定の存在基盤自体が、連帯性・共同性という取引協定の理念に反しているのである。その意味では、取引協定はきわめて矛盾した存在である。だが、利害対立の原因たる職場の形成は労働者自主管理の徹底というすぐれて政治的な要請にその基礎を有しており、そう簡単にこのシステムを放棄するわけにいかないところに問題解決の難しさが潜んでいる。

このように、取引協定により、企業内の各職場が独自の利害を追求する可能性を与えられている一方で、協定による取引が当事者間の連帯性・共同性を確保することを主要な制度目的としているという大前提により、協定当事者たる職場間で利害対立を顕在化させることには事実上の困難が伴う。特定の職場だけが共同事業から多くの利益を得たり、特定の職場だけが共同事業により生じた損失を単独で負担するといった事態は協定取引の理念に反する。たとえ、一職場がその過失により共同事業の他の当事者に損害を与えたとしても、他の職場が加害者たる職場に損害賠償を請求したり、その責任財産から自己の賠償債権につき満足を得たりしたならば、それは、本来、企業内で不可分一体な運命共同体の一部を構成しているに過ぎないはずの職場が、職場たる地位を捨てて、共同体から独立したミニ企業に転換することにつながる。もちろん、取引協定の形式的な規範構造からは、そのような職場の行為は全く適法で自然なもののだが、取引協定の基本理念がそれに反対するのである。ここにも、取引協定の理念と形式の矛盾を見て取ることができる。

この矛盾が、法形式上は他の職場の責任を問うことができる場合にも責任を問わないという状況、逆の面から見れば、法形式的には責任を負うべき職場が何の責任も負わずに放置されるという状況の原因ともなっている。法形式とその実際の運用との矛盾である。現実には、協定取引の当事者間で協定違反行為があった場合に、違反者に対する責任

の追及がどの程度行われているのかについては、具体的な資料を持ち合わせていないが、協定が守られないケースが少なくないという指摘は比較的よく聞かれ、そこから、違反者に対する責任追及が余りなされていないことが推測される。しかし、協定を遵守しない当事者に対して責任を追及しないとしても、それは決して不思議なことではない。取引協定の場合は、協定の形式的な規定通りに一当事者の責任を追及することは当事者間の連帯性を壊すことになりかねず、協定を守らない当事者に対しその財産的責任を追及しないことの方が協定の理念に合致するからである。職場のない企業内の財貨移動にできるだけ近づけて企業内取引を行うことが、もつとも理想的な姿なのである。職場のない企業においては、先に述べたように、企業内で取引法上の利害対立は存在し得ない。それと同じく、企業内取引においても協定上の義務を履行しない特定当事者の責任を追及せずには損失を企業内で分散することがあるべき姿となり、その結果として、協定を守らない当事者に対して取引法上のサンクションを発動しないことがむしろ望ましいことになる。企業内取引において自己の分担する範囲の仕事を行わない職場に対しては、取引法・財産法上のサンクションではなく、職場のない企業において、割り当てられた仕事を行わない労働者ないし労働者集団に課せられる労働法・組織法上のサンクションが適用されるべきなのである。形式的には財産法上のサンクションを含む取引協定の規定が現実の企業内取引と乖離する要因はここにある。

さらに同事業の一部ないし全部を契約によって規制できるとするならば、企業内取引のような一定の利害共同体内部での取引（内部取引）に用いられる契約は、企業間取引のような利害共同体相互間の取引（外部取引）で締結される契約とは異なり、取引協定と同視し得る法規範ということにならざるを得ない。なぜなら、内部取引に用いられる規範に対しどのような名称が与えられようと、内部取引においては当事者間に取引法上の利害対立はなく、連帯性・共同性の理念に基づいて取引が行われるという点に変わりはないからである。そうすると、契約というひとつの法規範が、内

部取引のための契約と外部取引のための契約の二種類に分化されてしまうことになる。その考えに従えば、右に述べた取引協定における理念・形式・実態の乖離という評価を、内部取引における法規範の理念・形式・実態の乖離という形でより一般化することができる。

(1) 岩田昌征「ユーゴスラヴィア経済の発展と現状」野々村一雄編『テキストブック・社会主義経済論』(有斐閣・一九八六年)所収・八六頁等。

第四節 取引取引(外部取引)に対する取引協定(内部取引)の影響

(一) 無責任体制に対する内部取引の影響

企業内取引のような内部取引において、協定を遵守しない当事者の責任を追及しないという状況が生じていても、右に述べたごとくそれは理由のあることであり、また、そのような無責任状況の発生が内部取引の当事者間に留まっている限りでは、内部取引に起因する悪影響がユーゴスラビア経済全般に広がる恐れはない。すでに述べたように、ユーゴスラビアでも、契約に基づいて企業等の利害共同体相互間で行われる取引の数はきわめて多い。コーラツチが言うごとく、ユーゴスラビアにおいても、労働者の連合過程はようやく開始されたばかりであり、協定取引を含む自主管理的諸関係はまだ支配的な生産関係になつたわけではない。企業は商品生産者であり、契約によって市場を通じて行われる取引形態がなおごく一般的である。かかる企業間取引(外部取引)が、内部取引とは無関係に、債務法の原則に従って行

われている限り、債務法の構造上はそこに無責任状況が生じる余地はない。債権者は、自己の債務を履行しなかつた契約相手方（企業）に対して、資本主義下の企業と同様に、裁判所の強制力を用いて、財産上の責任を問うことができる。債務を履行しない職場・企業は、責任財産の差押えというサンクションにさらされる。資産を差押えられれば、労働者の賃金や設備投資に回せる金額も少なくなり、職場・企業の活動や労働者の生活にとり大きな脅威となる。最悪の場合は、職場・企業（単一企業）は破産し、労働者がその職を失ってしまう可能性もある。そのような事態の発生を回避するために、契約の当事者は債務を契約通りに履行しようとするのである。

もちろん、債務法および責任の原理が、資本主義下の企業間取引の場合と全く同じくらいの程度までユーゴスラビアでも現実には適用されているという結論を個別の分析も行わずに引き出すことは危険であろう。協定による取引などというものが存在しておらず、市場メカニズムへの志向性が最も強かつた一九六〇年後半でさえ企業の倒産・破産・整理はごく少なかったし、一九七〇年代初めに約三分の一の企業が債務支払不履行に陥つた際にも、通貨当局は多数企業の破産を恐れて拡張政策を取つたといわれる。商品生産者としての企業の責任を最後まで追及してこれを破産させるよりは、「経営の持続の方が社会的に重要である」とされて、債務支払いの次から次への延期、利子率の引下げ、新規信用供与、共同フォンドからの救済、短期信用の長期信用への切替え、つまるところ優良経営体の犠牲で損失企業が存続する」という「損失の社会化」の道が選ばれたのである。⁽²⁾それは、「投資が失敗しても、赤字補填、更生、帳消しその他の措置によつて経済的責任が社会全体に転化される」システムであり、⁽³⁾企業の労働者は企業経営についてのオートノミーを与えられているにもかかわらず、企業経営活動の結果生じた損失について自分では引受けず、それを結局社会に押し付けるという、独特の無責任体制がそこから生じている。⁽⁴⁾だが、それが直ちに、契約によつて取引上の債務を負つた企業が個々の債務の不履行について何の財産的責任も負わないということを意味するわけではない。協定取引とは違つて、契約に

よる取引の場合は、原理的にも当事者間の利害は対立しており、契約の形式的規範構造をそのまま現実に適用して、他の企業の財産的責任を問うことにつき理念的な障害はない。もちろん、社会主義国たるユーゴスラビアの契約法と資本主義国の契約法とが全く同じ原理の下で機能しているわけではないが、商品経済、市場での競争および利害の対立を経済的な前提とし、それらの経済的前提にふさわしい法体系（責任、民事訴訟、執行など）が整備されているという点ではユーゴスラビア法と資本主義法との間に違いはない。契約法上は理念的にも形式的にも責任体制が機能し得る状況は整っているのである。

だが、契約法上は責任体制が整備されていたとしても、右に述べた独特の無責任体制のために取引が正常に行われな可能性は依然として強く残っている。最終的な営業上の損失は契約当事者ではなく社会が負担するという社会的所有システムによって、契約法上の責任体制が空洞化している恐れが強いのである。

しかし、契約取引（外部取引）が協定取引（内部取引）と関わって来ることにより、契約取引における責任の追及がさらに困難になるケースが出て来る。つまり、協定取引の成果をめぐる第三者との契約取引に直接登場しない協定当事者の保証責任を第三者が問えない場合が少なくないということによって、これらの協定当事者の無責任な経済活動が容認され、契約取引を行う企業（第三者）の法的安定が脅かされるという事態になっているのである。契約取引に無責任体制が入り込む要因のひとつはここにもある。第三章第二節で述べたごとく、現行法では、第三者との契約に登場する職場・企業（直接取引者）以外の職場（間接取引者）がこれらの直接取引者の債務につき常に無限の保証責任を負うという構造にはなっていない。取引に登場しない職場（間接取引者）は、直接取引者の法人格を利用して第三者と間接的に取引関係を結んでいるのに、直接取引者の債務につきいかなる保証責任を負うかは、全く間接取引者の裁量に委ねられている。共同事業を行う職場は、直接取引者の法人格という「枠」を利用して第三者と取引は行うがそこから生じる

損害については責任を負わない、という経済活動を行うことが容認されているのである。

そこで、次のような事例が生じ得る。内部に職場を持つ企業であるAとBの間できわめて高価な商品の売買契約が締結されたが、買主たるBが売主たるAに先に商品代金を支払ったのにAは履行期を過ぎても商品をBに引渡さなかった。そこで、Bは売買契約を解除して支払済み代金の返還をAに請求したが、Aはその代金をすでに内部の各職場に適法に分配し終わっていてBに返還すべき金銭を有していなかった。そこでBはAの資産を差押えたが、Aに連合された資産はBの支払った代金の数分の一にしかならないので、Bは代金の一部しか回収できなかった。この場合、A企業を構成する各職場がAの債務につき保証責任を全く負わないとすれば、Bはこれらの職場の責任を問うて残余の債権の満足を得ることはできず、これらの職場はAを通じた法律行為により多額の金銭を取得するのに、実質的にはその金銭の対価たる自分たちの商品製造・引渡し義務を果たさなくても何の責任も負わないことになる。

責任の裏付けのないこのような取引は明らかに取引当事者間の公正に反するし、第三者のBとしては、右のごとき事態が発生する可能性のあるAのような企業を取引相手としては選びたくないであろう。しかし、これまでの取引関係の実績や取引商品の特殊性その他さまざまな理由から、Aを信用してこれと取引することがもつとも自己の利益になる、あるいは、Aと取引する以外の選択肢はない（ちなみに、現在でもユーゴスラビアの全企業の約四分の一は職場を持つ企業である）とBが判断してAと売買契約を締結することは十分あり得る。かかる判断をするBのような第三者を保護するために、Aを構成する各職場はAに対する自己の保証責任を完全に排除することはできないとか、Aに対する職場の保証責任について協定中に何らかの定めがあれば、特約なき限りこれを無限の保証責任とみなすとか、有限の連帯責任・補充責任が定められていても、その限度額は主債務の債務総額に対してではなく個別債務ごとに設定されたものとみなすとか、法人格否認の法理を適用してAの行為を内部の職場自身の行為と同視して職場自身の責任を問う、といっ

た解釈が学説によつて提案され、あるいは裁判所によつて採用されているのである。かかる解釈をとれば、BがA企業内の各職場の資産を差押えてそこから自己の債権の満足を得るという方法を用いることがかなり容易になる。しかし、A企業内の各職場が明文でAの債務については一定限度しか保証責任を負わないとの定めを置くことは可能であり、法人格否認の法理にしても裁判所はまだこれを認めていないので、Bの利益が害され、無責任体制がはびこる可能性は常に残っている。⁽⁵⁾ たとえ、契約取引(外部取引)自体が責任体制に裏付けられていたとしても、協定取引(内部取引)と不可避免的に結び付くことにより、無責任体制が契約取引(外部取引)に侵入して来るのである。

- (1) M・コーラッチ(山崎洋訳)『自主管理の政治経済学』(日本評論社・一九八二年)一九頁。
- (2) 岩田昌征編『ソ連・東欧経済事情』(有斐閣・一九八三年)二七五頁。
- (3) 秋津那美子「ユーゴスラヴィアの経済困難と『安定化計画』」季刊「科学と思想」五六号一九八五年六六頁。
- (4) 西村可明『現代社会主義における所有と意思決定』(岩波書店・一九八六年)二〇八〜二〇九頁。
- (5) この場合、Bは自己の法的な立場を強化するために、A企業内の各職場と保証契約を締結して、債務法上の保証を得ることも可能であるが、それは契約締結の遅延につながると思われる(ct. Jaksá Barbic: Organizacija udruženog rada u pravnom prometu, II. izd., Zagreb, 1984, str. 326)。また、保証契約を結ぶかどうか各職場の裁量に委ねられているから、第三者の保護手段としては十分なものではない。

(二) 職場の法的地位見直しの動き

ユーゴスラビアにおいては、右に述べたような事情によつて、企業内取引に起因する無責任体制が企業間取引におい

て発生し、それが取引全体に広がっていく可能性を作り出してゐる。これは、一九七一年の憲法修正によつて企業内に法人たる職場が導入され、企業内の財貨移動が職場間の取引と構成されたことにより生じた結果である。一定の利害共同体内部の連帯に基づく協定取引という理念は、一九七四年憲法・一九七六年連合労働法によつて練り上げられ、企業内取引だけでなく、企業連合その他の広級連合体内部の取引、さらには特定の法人を形成しない職場間の取引にも拡大していった。協定取引の理念によつてあらゆる取引関係を調整し、市場での利害対立に基づく契約取引をなくしてしまおうというのが、協議原理を極限まで推し進めた場合の理想像であろう。しかし、利害共同体内部に法人格の存在を認め、内部の財貨移動を法的な取引と構成する限り、内部法人間の利害対立が取引法のレベルで発生する可能性は常になくならない。内部の連帯という理想を実現するためには、利害共同体内部の法人間の取引という概念自体を放棄して、財貨移動がひとつの法人内の事実上の移動に留まると構成した方がずっと簡単である。もしそうできれば、企業内で取引法上の利害対立が生じる可能性はなくなり、他方では、企業が責任の裏付けなしに他の企業と取引を行うという事態も生じなくなる。⁽¹⁾だが、労働者自主管理の徹底という政治的要請のため、職場の形成および職場間取引という形態を放棄するのは非常に困難であつた。⁽²⁾

しかし、取引単位としての職場の役割を減らし、取引単位としての企業の役割を強化しようという見解は、次第に多数派の支持するところとなり、それが一九八二年から一九八三年にかけて採択された『経済安定化長期プログラム』と⁽³⁾いう共産主義者同盟（共産党）および連邦議会の一連の決定にも反映することになった。この決定は、七四年憲法・七六年連合労働法体制を抜本的に改正する道をとらず、あるいはとれずに、それらをより市場志向的、より商品経済的に傾斜して解釈することに依拠している。それは協議経済の事実上の大幅な後退である。このプログラムに呼応して一九八三年に連合労働法の一部が改正され、職場が自己の振替口座を通じてではなく、企業の振替口座を通じてその業務を

行うことが可能になった。⁽⁴⁾これは、法人としての職場の法的地位には手をつけずに、実質的にその機能を弱め、企業の役割を強化する措置である。職場の保証責任を検討した際に述べたように、企業の債務に対する職場の責任が制限されていても、その職場が企業の振替口座を通じてその業務を行っている場合には、実際には、職場の責任制限は無意味なものとなり、企業と取引する第三者の法的地位は強化され、企業内取引の無責任体制が企業間取引に波及することが妨げられる。法形式的には、企業内で職場間の取引が行われるとしても、各職場がそれぞれの財布を持たず一つの財布を共有しているだけならば、職場が取引の法主体として活動することに取引法上の意味はほとんどない。これが、職場の役割を小さくして、利害共同体内部の法人間の取引という概念に実質上の修正が加えられた第一歩である。

最近になって、右のごとき動きは一層明確な形を取って主張され始めた。一九八七年一月に連合労働法の大幅な修正が提案され、職場および企業の法的地位に法形式的にも大きな変更が加えられる可能性が高くなった。一言で表現すれば、それは職場の権限を縮小し、企業の権限を拡大する方向への修正である。取引法の観点からは、法人格、処分権、責任という三つの論点に注目する必要があるとの指摘がなされていた。⁽⁵⁾

改正案によれば、職場が直接の取引当事者となり得ることを定めた連合労働法六一条は修正され、原則として、職場は企業を通じてでなければ自己の生産物を取りできなくなる。⁽⁶⁾これは事実上、取引主体としての職場の地位を廃止するということであり、ユーゴスラビア取引法の根本的改変を意味する。これに依じて、同法一四六条も改正され、職場はもはや自己の振替口座を持ってなくなり、企業の口座を通じて業務を行わなければならない。職場が企業の口座を通じて業務を行えるとした八三年の改正を更に進めて、これを義務にまで高めている。これにより、職場の法人格は著しく制限される。しかし、職場の存在そのものが否定されたわけではなく、職場は権利能力は保持するが行為能力は失うという説明もなされている。

法人格に関する修正を承けて、改正案では、原則として、職場は企業を通じてでなければ処分権を行使できなくなる。但し、職場は処分権を失うわけではないので、職場の処分権の内容は何かということが問題になる。職場がいかなる権利を得、いかなる義務を負うかを職場内の労働者が決定する権利が処分権の内容になるという説明もなされているが、それでは、「社会的資産を用いて労働する権利（社会的労働権）」と職場の処分権との区別が曖昧になる。他の法主体との間で、社会的資産の取引に関して法律行為を行う権限はもはや有していないのだから、取引法の観点からは、職場は処分権を失うと見ざるを得まい。つまり、原則として企業が処分権の主体となるのである。

職場の保証責任の点でも、抜本的な改正が提案された。職場が常に企業の振替口座を通じて経済活動を行い、第三者が企業に対する債務名義をもつてその口座の全資産を差押えられるのであれば、企業債務に対する職場の保証責任を問題にする余地もほとんどないのであるが、たとえ職場が自己の振替口座を維持する場合であっても、原則として職場は企業債務に対して無限の連帯責任を負うことが提案され、企業債務に対する補充責任および出資限度責任が提案通り削除されるとすれば、職場が無責任な取引活動を行う可能性は現在よりずっと少なくなるはずである。

職場の権限を縮小するこのような改正は労働者自主管理に反するから認められないとする立場も決して弱いものではない。しかし、取引単位としての企業の役割を強化することは、現在のユーゴスラビア経済にとつてはもはや必然的な選択肢であるといつてよく、無責任体制が蔓延する元凶の一つたる職場の存在に何らかの修正がほどこされることは避けられない事態である。職場の法的地位に手が増えられることにより、企業内取引と結び付くことから生じていた無責任体制を企業間取引から排除する機構も整備される。これは結局、契約に基づく取引をさらに重視することにつながる。この改正案によつても、法人としての職場がなくなるわけではないが、取引主体としてのその法的地位はかなり弱いものとなる。『経済安定化長期プログラム』でも、共同事業より古典的な信用・利子関係、つまり、契約関係を重視すべ

きであるとの指摘がなされており、憲法改正案に強制的な販売生産共同事業の廃止が含まれていることを考え併せれば、共同事業つまり協定取引の見直しが進む可能性は高い。いずれにしても、職場が自己の振替口座も持たず、他の法主体と取引をする権限も持たないということになれば、企業内取引その他の内部取引が存続するとしても、ユーゴスラビアの取引全体に占めるその意義は今よりずっと小さいものにならざるを得ない。⁽¹⁰⁾これに対し、企業の責任ある経営活動を制度的に支える契約取引の存在意義がこれまでに増して大きなものとなる。連帯性に基づく協定取引の理念によってあらゆる取引関係を調整し、市場での利害対立に基づく契約取引をなくしてしまおうという雄大な協議経済の構想、つまり、第三の道は、ここで一つの決定的な修正を被るのである。

(1) 但し、仮に、「一国一工場構想」に従い、ユーゴスラビア全体の経済活動がひとつの企業内部の事実的財貨移動に変わつたとしても、国家による強制的介入を認めない以上、それは企業内の無責任体制がユーゴスラビア全体に広がるということの意味するだけであり、責任ある経済活動によって経済危機に対処しようという目的にとつては何の役にも立たない。

(2) 職場の独立性を正面から認めてこれを企業に改組し、企業内の職場間取引(内部取引)を企業間取引(外部取引)に変えてしまうということも法的には可能である(連合労働法三三二八条参照)し、実際、職場がそれまで属していた企業から独立して新たな企業となる例もあった。しかし、かかる動きは、できるだけ多くの企業の中に職場を形成しようという「オオウリザーツィア」に反するものとして政治的な圧力を受けるため、その道が選択されることは少なかった。経済効率の面からも、そのような「アトム化」に対する批判は強い(生産性の増加よりも事務量の増加の方が大きいなど)。また、そのようなして内部取引を外部取引化することはそもそも協議理念に反することである。

(3) 岩田昌征「ユーゴスラヴィア経済の発展と現状」野々村一雄編『テキストブック・社会主義経済論』(有斐閣・一九八六年)所収・八五頁。

(4) 小山洋司「最近のユーゴスラヴィア経済と労働組織の役割」『季刊 科学と思想』五六号一九八五年八六頁以下参照。但

し、この法改正を承けて、企業へ振替口座を移した職場は、一九八四—一九八五年の二年間で、わずか一〇パーセントほどにしか過ぎなかつた (Nikša Milošević : Izrijetama i dopunama Zakon o udruženom radu treba popravljati a ne prepravljati, » Naša zakonitost « , 4/1987, str. 478)。

(5) 草案の内容に於ての以下の記述は、主として Vladimir Jovanović : Organizacija udruženog rada u pravnom prometu i promene Zakona o udruženom radu, » Privreda i pravo « , 6—8/1987, str. 283—287. を参考にした。

(6) その例外として、職場で行われる労働の性質および業務の方法により必要な場合は、一定の職場にも、企業と並列的に取引主体性が認められ、それらの職場は自己の生産物を直接取引することができる。但し、そのように例外を認めることは、例外事由を広く解釈して改正が骨抜きにされることにつながる恐れもある (V. Jovanović, isto, str. 283—284)。

(7) N. Milošević, op. cit., 478—479.

(8) 岩田・前掲八六頁。

(9) NIN, I. II. 1987, str. 10.

(10) 協定取引には、企業連合その他の連合組織内の企業間取引も含まれる。たとえ、職場の法的地位の変化により企業内の職場間取引がなくなつたとしても、企業連合内の協定取引としての企業間取引はこれとは別に残る可能性はある。だが、現行法でも、企業連合内の企業の独立性は企業内の職場の独立性よりはるかに強く、独立した取引単位としての企業の役割や地位をさらに強化しようという最近の動きに従えば、各企業の独立性・独自の利害の表出を押さえて、企業連合内での各企業の連帯性を重視しようとする企業連合内の企業間取引は、企業内取引同様、後方に退く可能性が高い。

結びに代えて

これまでの記述により、取引協定が契約と比べていかなる特徴を有しているか、ユーゴスラビアにおいて取引協定がなぜ必要か、それがいかなる内在的矛盾を有しているか、協定取引が無責任な経済運営とどのような関わりを持つてい

るか、といった点が明らかになった。そして、職場の権限を縮減し、企業の役割を強化する一連の動きによって、協定取引の意義が著しく小さくなり、協定取引との結び付きに起因する無責任な契約取引が排除され、契約取引の重要性が格段に大きくなる可能性の高いことも明らかになった。

右の見通しは、最近(一九八七年一二月)連邦議会を通過した連合労働法改正法^①によって現実のものとなった。処分権の原則的主体は職場から企業へ交代し(改正新法二〇二条二項)、企業の債務に対して職場は原則として無限連帯責任を負うこととなり(同二二条一項)、職場は原則として固有の振替口座を持つことができなくなった(同二〇四条)。まさにこれは企業の復権である。共同事業に関する条項も大幅に簡素化された(同六四〜六九条)。協定取引はなくなつたわけではないが、その典型たる職場間取引の比重は確実に小さくなり、内部取引から生じる無責任体制が契約取引に波及することを防ぐ措置も取られた。

企業内の職場間取引は、取引における協議原理の典型的表現である。その意義がこのように著しく小さくなつてしまつたならば、先に述べたごとく、協議原理そのものの意義に対しても重大な疑問が投げかけられることは免れない。少なくとも、協定による取引が契約による取引を追い散らして取引の主要形態となる可能性はますます小さくならざるを得ない。協定取引の比重は理念的にもこれまでと比べずつと軽いものにならう。協定取引と契約取引の併存というこれまでの図式は根本的に修正され、理念的にも、契約取引が基本的取引形態として前面に押し出されて来ることになる。

協議理念の具体化たる協定取引がユーゴスラビア取引法の表舞台から姿を消すとしたら、これからの取引法の形態はどうなるのだろうか。契約が主要な取引規範としてこれまで以上に活躍することは疑いないとしても、その機能は資本主義法の契約と同じものとなるのだろうか。第二章で示したように、現在でもユーゴスラビア契約法の規範構造は資本主義契約法の規範構造と多くの点で共通しているが、実際の運用の面で、両者の類似の程度、逆から言えば、相違の程

度がどのくらいのものかはおお完全には明らかとなっていない。経済主体がその活動から生じる損失を最終的に負担することなく社会にそれを転嫁する、という社会的所有に起因する無責任体制が契約法にも影響を与えている可能性を否定できないからである。無責任体制の意味が、企業の責任者が企業の利益や経済合理性を考慮せずに企業活動を行うとか、本来の企業活動には不必要な贅沢品の購入に企業の所得を使うとかいうことに留まるならば、それは必ずしも契約法の機能不全にはつながらない。⁽²⁾ 契約の内容が社会的に見て無責任なものであっても、契約自体は適切に履行されるからである。しかし、債務が履行されなかつた場合にも債務者が契約法上の財産的責任を負わされることはなく(または少なくとも)、取引にとつては第三者たる国家ないし社会がこれをカバーするところにも無責任体制の意味が及ぶのなら、それは直ちに契約法の空洞化につながる。その場合は、たとえ協定取引に起因する無責任体制の波及に歯止めがかかつて、契約取引がどこまで法的責任を伴って行われるかは疑問となろう。無責任体制の意味するところを解明し、ユーゴスラビア契約取引法の実態をつかむためには、契約の規範構造の分析に留まることなく、社会的所有の問題をはじめ、契約取引をめぐる各種の法制度を総合的に考察する必要があるが、本稿ではそこまで迫ることはできなかった。

ところで、協定取引だけが協議経済の具体的表現形態ではない。しばしば指摘されるように、自主管理計画化システムと呼ばれる経済メカニズムも、協議経済の重要な要素の一つとされている。すでに述べたごとく、この計画化システムも、各経済主体と行政機関の協議によって作成され、国民経済全体のレベルで協議経済を支える装置となっている。たとえ、協定取引がなくなり、各企業が契約のみによって相互の取引関係を規制することになったとしても、それらの取引関係の全てが自主管理計画化のシステムの中に組み込まれるということは理論的には十分可能であり、その場合は、市場原理と協議原理が企業間取引においてもなお存続することになる。だが、取引協定に本質的矛盾があるように、自

自主管理計画化システムにもさまざまな面で深刻な矛盾が内在していて必然的に機能不全に陥っているという指摘はしばしば聞かれる³⁾。十分に機能していないと批判される計画化システムに対しても改善の試みはなされているが⁴⁾、計画により社会全体の利益の実現を図るためには、当事者の利益をある程度犠牲にしてもこれに従わせるという強制力を計画に与える必要がある。強制力が伴わなければ計画が企業の活動に影響を与えることは難しい。ところが、強制という方法は協議理念にはなじまない。協議に基づくものとされる限り計画化システムがうまく働く可能性は低いと言わざるを得ず、やはりこの局面でも協議原理が機能する余地はほとんどない。

協議理念が後退したのちに市場原理だけで取引が規制されるようなことは、資本主義取引法の現状を見てもおよそ考えられない。ユーゴスラビアでも、国家がこれまで以上に取引に関与して来ることは疑う余地のないことである。しかし、その関与の形態が、社会主義法に伝統的な国家計画という形になるのか(その場合は、自主管理計画化システムの全部または一部が国家計画化システムに取って代わられることになる)、あるいは計画原理を捨て資本主義法型の国家介入の道を選ぶのか、あるいはそのいずれとも異なる独自の方法を採用するのかという問題に対しては、改めて本格的な考察を加えてみなければ結論を出すことはできない⁵⁾。しかし、協議理念がもはや破綻しつつあることは明らかであるから、ユーゴスラビアが独自の道を歩むという第三の選択肢を取ることはおそらく不可能であろう。そうなると、残された道は大きく分けてソ連型国家計画か資本主義国型国家介入かのいずれかしかない。国家と市場との関係をめぐるとの二つの体制は、相互に共通する要素を次第に増やして来てはいるが、その基本的部分においてはなお本質的な相違を維持している。契約法の規範的構造を分析した限りでは、ユーゴスラビアの取引関係は資本主義型に近いという結論を出せそうであるが、私的所有を否定し社会主義的所有制を取る限りそのような結論は見かけだけのものに過ぎず、強制力を伴う何らかの形で計画を導入せざるを得ないということになるのだろうか。

本稿では、協議理念の重要な表現形態たる取引協定が本来的に機能し難い構造を有しており将来的にも消滅する可能性の高い取引規範であること、その一方では、契約が主要な取引規範として現在も重要な役割を果たし、将来的にもその重要性は一層大きくなる見込みであることを明らかにした。しかし、協議経済の実現可能性という観点からユーゴスラビアの取引法全般についての評価を下し、世界各国で経済活動に対する市場と国家の関わり方がどのようなものかという問題に対して、ユーゴスラビア法の分析から何らかの寄与をするためには、右に挙げたような事項についてさらに研究を進める必要がある。本稿は、ユーゴスラビア取引法をめぐるかかる総合的研究のごく一部を構成するものに過ぎない。

- (1) SL SFRJ 85/1987. これは *zvornik* SL SFRJ II/1988 により新連合労働法として整理された。
- (2) *Andrija Gams, O svojinu, Beograd, 1982, str. 38-39* 参照。
- (3) 西村可明『現代社会主義における所有と意思決定』(岩波書店・一九八六年)二一三〜二一九頁、岩田昌征「ユーゴスラヴィア経済の発展と現状」野々村一雄編『テキストブック・社会主義経済論』(有斐閣・一九八六年)所収・八五頁、秋津那美子「ユーゴスラヴィアの経済困難と『安定化計画』」『季刊 科学と思想』五六号一九八五年六六〜六七頁。
- (4) 例えば、一九七六年に制定された「社会計画法」は、一九八五年に大幅に改正されており、企業内の全職場の労働者総数の三分の二以上の賛成があれば、企業・職場双方の計画の基礎となる中期計画を企業内で策定でき、これに従わない職場に対し一定の強制措置を加えることができるようになった。
- (5) 現行法のもとでも、企業活動に対する国家の介入は体系的にかなり整備されている。例えば、連合労働法六一六条(新法では六〇〇条)以下に規定されている一時的社会保障措置 *privremene mere društvene zaštite* を適用することにより、国家機関は労働者の自主管理権の行使を制限できる。

引用文献

〔邦語文献〕

単行本

- ・岩田昌征『労働者自主管理』（新書版）（紀伊国屋書店・一九七四年）
- ・岩田昌征『現代社会主義の新天地』（日本評論社・一九八三年）
- ・岩田昌征『凡人たちの社会主義』（筑摩書房・一九八五年）
- ・岩田昌征編『ソ連・東欧経済事情』（有斐閣・一九八三年）
- ・カルデリ著／山崎洋・那美子訳『自主管理社会主義と非同盟——ユーゴスラビアの挑戦——』（大月書店・一九七八年）
- ・M・コーラツチ（山崎洋訳）『自主管理の政治経済学』（日本評論社・一九八二年）
- ・ドルローピッチ著／高屋定国・山崎洋訳『試練に立つ自主管理——ユーゴスラビアの経験——』（岩波現代選書・一九八〇年）
- ・西村可明『現代社会主義における所有と意思決定』（岩波書店・一九八六年）
- ・マルチネ著／熊田亨訳『五つの共産主義（上）』（岩波新書・一九七二年）

論文

- ・秋津那美子『ユーゴスラビアの経済困難と『安定化計画』』、『季刊 科学と思想』五六号一九八五年
- ・網屋喜行『ユーゴスラヴィアにおける労働法の歴史と現状——労働者の企業自主管理制度との関連で——』、『比較法学』第一八卷第一号一九八四年
- ・網屋喜行『ユーゴスラヴィア労働法における『労働契約』と『団体協約』——伝統的形態から自主管理的形態へ——』、『比較法研究』第四八号一九八六年
- ・伊藤知義『ユーゴスラヴィアにおける社会的所有と個人労働』、『北大法学論集』第三六卷第三号一九八五年
- ・岩田昌征『ユーゴスラヴィアにおける計画思想の歴史的変遷』、『佐藤経明編『ソ連・東欧諸国の経済改革』（アジア経済研究所）

一九七三年)

- ・岩田昌征「ユーゴスラヴィア経済の発展と現状」野々村一雄編『テキストブック・社会主義経済論』(有斐閣・一九八六年)
- ・小山洋司「ユーゴスラヴィアにおける銀行制度の変遷」『高知論叢(社会科学)』第一六号一九八三年
- ・小山洋司「最近のユーゴスラヴィア経済と労働組織の役割」『季刊 科学と思想』五六号一九八五年
- ・小山洋司「ユーゴスラヴィアの経済安定化長期プログラムと労働組織の役割」社会主義経営学会編『社会主義経営論——理論と現実——』(法律文化社・一九八六年)
- ・斉藤稔「現代社会主義と経済改革」・東京大学社会科学研究所編『現代社会主義——その多元的諸相』一九七七年
- ・長砂實「ユーゴスラヴィアの社会主義企業」『社会主義企業の構造・講座経営経済学10』(ミネルヴァ書房・一九八四年)

[セルボ・クロアチア語文献]

単行本

- ・Antonijević, Zoran : Privredno pravo, Beograd, 1983
- ・Baltić, Aleksandar i Despotović, Milan : Osnovi radnog prava Jugoslavije, Beograd, 1981
- ・Barbić, Jakša : Organizacija udruženog rada u pravnom prometu, II. izd., Zagreb, 1984
- ・Carić, Slavko : Pravni položaj organizacija udruženog rada, Beograd, 1981
- ・Enciklopedija imovinskog prava i prava udruženog rada, Beograd, 1978
- ・Gams, Andrija : O svojini, Beograd, 1982
- ・Jankovec, Ivica : Privredno pravo, Beograd, 1981
- ・Jovanović, Vladimir i Košutić, Budimir : Samoupravno pravo u pravnom sistemu SFRJ, Beograd, 1981
- ・Kapor, Vladimir i Carić, Slavko : Ugovori robnog prometa, Beograd, 1983
- ・Kardelj, Edvard : Slobodni udruženi rad, Beograd, 1978
- ・Komentar Zakona o obligacionim odnosima, Kragujevac, 1980

- Komentar Zakona o obligacionim odnosima, II. izd., I deo, Beograd, 1983
- Konstantinović, Mihailo : Obligacije i ugovori — Skica za zakonik o obligacijama i ugovorima, Beograd, 1969
- Milošević, Ljubiša : Obligaciono pravo, Beograd, 1982
- Nikolić, Nenad : Popularni ekonomski rječnik, II. izd., Sarajevo, 1982
- Perović, Slobodan : Obligaciono pravo, Beograd, 1981
- Pravna enciklopedija, Beograd, 1979
- Radonjić, Dragan : Pravno raspolaganje stvarima u društvenoj svojini, Beograd, 1983
- Slavnić, Jovan : Privredno pravo, Beograd, 1982
- Spirović—Jovanović, Lucija : Pojam i pravna priroda samoupravnih sporazuma, Beograd, 1980
- Velimirović, Mihajlo : Privredno pravo organizacija udruženog rada, Sarajevo, 1982
- Vizner, Boris : Komentar Zakona o obligacionim odnosima, Zagreb, 1978
- Vučetić, Veljko : Samoupravni sporazumi o udruživanju rada i sredstava radi zajedničkog poslovanja i zajedničkog ostvarivanja dohotka, Zagreb, 1981
- Vučetić, Veljko : Komentar Zakona o udruženom radu, Zagreb, 1982
- Vučetić, Veljko : Samoupravni opći akti organizacija udruženog rada, Zagreb, 1982

論文

- Arandelović, Svetislav : Vrste samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Balog, Nikola : Društveno regulisanje i samoupravno usklađivanje, » Savremeno rukovođenje i samoupravljanje 《, Beograd, 1969
- Balog, Nikola : Ugovor o poslovnoj saradnji i udruženju rada i sredstava — Nastanak, promene i prestanak — institucionalni oblici, » Neposredna primena ustavnih amandmana u organizacijama udruženog rada 《, Beograd, 1971
- Balog, Nikola : Napomene povodom samoupravnih sporazuma i statuta osnovne organizacije udruženog rada (pravna razmatranja), » Samoupravno pravo 《, 1/1974
- Baltić, Aleksandar : Pravna izgradnja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42
- Baltić, Aleksandar : Samoupravni sporazum u oblasti uređivanja međusobnih odnosa radnika u udruženom radu, » Anali Pravnog fakulteta u Beogradu 《, 1—3/1972
- Brkić, Milan : Samoupravni sporazum prema Zakonu o udruženom radu, » Radni odnosi i samoupravljanje 《, 3/1977
- Buljan, Jakov : O pravnoj naravi samoupravnih sporazuma, » Privreda i pravo 《, 3/1973
- Carić, Slavko : Sankcija zbog neizvršenja samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Carić, Slavko : Ispunjenje samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Cigoj, Stojan : Nastanak, promena i prestanak samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora (u poređenju sa obligacionim pravom), » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Čorđević, Čivimir : Priroda osnovnih organizacija udruženog rada i njihovih unutrašnjih samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Derenčin, Josip : Samoupravni sporazum nije opći akt, » Privreda i pravo 《, 9/1972

- Frimerman, Andrej : Samoupravni sporazum o udruživanju — subjekti, predmet, funkcija, pravna priroda, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Frimerman, Andrej : Odgovornost za izvršavanje obaveza preuzetih samoupravnim sporazumom u oblasti privrednog poslovanja, » Samoupravno pravo 《, 3/1983
- Geršković, Loen : Društveni dogovori i samoupravni sporazumi, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Geršković, Loen : Mjesto, uloga i značaj društvenih dogovora i samoupravnih sporazuma u našem društvenom i pravnom sistemu (teze), » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Globevnik, Josip : Samoupravni sporazumi i društveni dogovori u novom Ustavu, » Privreda i pravo 《, 1/1974
- Grupče, Asen : Kontrola ustavnosti i zakonitosti samoupravnih sporazuma (i društvenih dogovora), » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Grupče, Asen : Odnos obligacionih ugovora i samoupravnih sporazuma sa pojedinačnim pravima i obavezama (značaj razlikovanja), » Zbornik radova sa savjetovanja o Zakonu o obveznim (obligacionim) odnosima 《, Zagreb, 1978
- Horvat, Vladimir : Pravna realizacija samoupravnih sporazuma o udruživanju rada i sredstava prema ugovornim i drugim obveznim odnosima u oblasti prometa robe i usluga, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Horvat, Vladimir : Pravno—ekonomska obilježja samoupravnih sporazuma o stjecanju dohotka udjelom u zajednički ostvarenom dohotku, » Naša zakonitost 《, 6—7/1977
- Hristov, Aleksandar i Veljić, Anđelo : Samoupravno sporazumevanje i društveno dogovaranje i društveno političke organizacije, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Jankovec, Ivica : Imovinska odgovornost organizacija udruženog rada, » Privreda i pravo 《, 2/1977
- Jovanović, Vladimir : Isključenje odgovornosti za obaveze radne organizacije i njen samostalni stečaj, » Privreda i pravo 《, 9/1975

- Jovanović, Vladimir : Odgovornost organizacija udruženog rada i njihovih delova prema trećim licima, » Samoupravno pravo 《, 1–1974
- Jovanović, Vladimir : Organizacija udruženog rada u pravnom prometu i promene Zakona o udruženom radu, » Privreda i pravo 《, 6–8/1987
- Jovanović, Vladimir : Pravna priroda samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Jovanović, Vladimir : Samoupravni opšti akti, » Enciklopedija imovinskog prava i prava udruženog rada 《, Beograd, 1978, tom III
- Jovanović, Vladimir : Upravljanje, korišćenje i raspolaganje sredstvima u društvenom vlasništvu, » Privreda i pravo 《, 7–8/1979
- Klarić, Peter : Pokušaj sistematizacije gledišta o pravnoj prirodi samoupravnih sporazuma, » Privreda i pravo 《, 2/1976
- Košutić, Budimir : Samoupravni sporazum kao izvor prava, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Krulj, Vrleta : Dejstva sporazuma o cenama, » Samoupravno pravo 《, 3/1975
- Krulj, Vrleta : Osnovne pravne karakteristike samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Kyovsky, Rudi : Samoupravno uređivanje međusobnih odnosa u udruženom radu, » Samoupravno pravo 《, 2/1974
- Loza, Bogdan : Primjena pravila obligacionog prava na samoupravne sporazume, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Marijanović, Bogoje : Imovinska odgovornost organizacija udruženog rada, » Pravni život 《, 4/1975
- Miličević, Neđo : O pravnoj prirodi i postupku donošenja samoupravnih sporazuma i društvenih dogovora, » Pravna mosao 《, 5–6/1973

- Milošević, Ljubiša : Samoupravni sporazum i ugovor i njihov odnos prema Nacrta Zakona o udruženom radu, » Zbornik radova pravnog fakulteta u Novom Sadu 《, 1976
- Milošević, Ljubiša : Zabeleška diskusije, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Milošević, Ljubiša : Društvena sredstva u pravnom prometu, » Zbornik radova pravnog fakulteta u Novom Sadu 《, 1981
- Milošević, Nikša : Izmjenama i dopunama Zakon o udruženom radu treba popravljati a ne prepravljati, » Naša zakonitost 《, 4/1987
- Morait, Branko : Pravni instrumenti prometa društvenih sredstava, » Naša zakonitost 《, 4/1984
- Nešković, Ratibor : Društveni dogovori i samoupravni sporazumi, » Samoupravno pravo 《, 2/1974
- Perović, Slobodan : Načini prestanka samoupravnog sporazuma, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Perović, Slobodan : Samoupravni sporazumi kojima se utvrđuju materijalne obaveze učesnika i ugovori obligacionog prava, » Samoupravno pravo 《, 2/1978
- Popović, Slavoljub : Samoupravno sporazumevanje, » Opština 《, 10/1971
- Popović, Slavoljub : Odnos samoupravnih sporazuma prema drugim pravnim aktima, » Samoupravni sporazumi kao pravni akti 《, Beograd, 1977
- Popović, Teofilo : Samoupravni sporazumi i društveni dogovori u oblasti rada, Ekonomski institut u Zagrebu, 1972, br. sveske 42
- Rihtman, Zvone : Odnos između samoupravnih sporazuma i obligacijskih ugovora, » Privreda i pravo 《, 3/1977
- Simić, Milić S. : Pravna priroda solidarne odgovornosti osnovnih organizacija udruženog rada utvrđene samoupravnim sporazumom o udruživanju, » Samoupravno pravo 《, 1/1980
- Šmalcelj, Čelimir : Kako regulirati imovinskopravne odnose među osnovnim organizacijama udruženog rada, » Naša zakonitost 《, 5/1977

- Tanasković, Vitoje : Društveno dogovaranje i samoupravno sporazumevanje prema Zakonu o udruženom radu ,
» Pruduktivnost 《, 3/1977
- Tumbri, Tanja : O samoupravnim sporazumima (s aspekta građanskog prava), » Zbornik pravnog fakulteta u Zagrebu 《, 4/1972
- Unguran, Siniša : Neki aspekti i problemi samoupravnog sporazuma o udruživanju u radnu organizaciju, » Privreda i pravo 《, 6/1975
- Vedriš, Martin : Marginalije uz pravnu prirodu samoupravnih sporazuma, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975
- Vedriš, Martin : Obligacijski ugovori i samoupravni sporazumi, » Privreda i pravo 《, 7–8/1978
- Vedriš, Martin : Prava i obveze subjekata udruženog rada u pogledu korištenja, upravljanja i raspolaganja društvenim sredstvima, » Naša Zakonitost 《, 6–7/1977
- Vedriš, Martin : Prava u pogledu upravljanja, korištenja i raspolaganja društvenim sredstvima i imovinska odgovornost društvenih—pravni osoba. » Naša Zakonitost 《, 5/1976
- Velimirović, Mihajlo : Uređivanje odnosa u udruženom radu samoupravnim sporazumima, » Pravna misao 《, 11–12/1975
- Vučetić, Veljko : Supsidijarna odgovornost organizacija udruženog rada — pojam, osobine i osnovi nastanka, » Privredno pravni priručnik 《, 6/1975
- Zabel, Bojan : Statusni samoupravni sporazumi, » Samoupravni sporazumi i društveni dogovori 《, Beograd, 1975

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XXXIX No. 4

SUMMARY OF CONTENTS

Self-management Agreements and Contracts

in the Yugoslav Legal Transaction (4)

— An Analysis of their Ideas and Normative Structures —

Tomoyoshi ITO*

IV Necessity of the Self-management Agreements for Transaction and their Influence on the Transaction by Contracts

1 Normative Structures of Self-management Agreements and Contracts

2 Legal Nature of the Self-management Agreements

(1) Contract Theory

(2) Normative Theory

(3) Contract-Normative Theory

(4) Non-Contract Non-Normative Theory

3 Necessity of the Self-management Agreements for Transaction and its Inherent Contradiction

(1) Necessity of the Self-management Agreements for Transaction

(2) Discrepancy among Ideas, Structures and Reality in the Self-management Agreements for Transaction

4 Influence of the Self-management Agreements for Transaction on the Transaction by Contracts

(1) Influence of the Inside Transaction on the Irresponsible System

(2) Trends to change the legal status of the OOUR

Epilogue